

建設業許可申請・変更の手引き

(北海道開発局管内国土交通大臣許可業者向け)

国土交通省 北海道開発局
事業振興部 建設産業課

(令和7年6月)

【変更の主なポイント】

- ①主任技術者資格の追加に伴う変更 (別紙②有資格コード一覧 (P44~49))
- ②建設業法改正に伴う文言の修正 (第26条の5 営業所技術者等ほか)
- ③その他 軽微な文言の修正など

目次

1. 建設業の許可の概要について	1
(1) 建設業の許可とは	
(2) 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分	
(3) 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	
(4) 許可業種の区分	
(5) 許可の有効期間	
2. 許可の要件について	4
(1) 「許可要件」「欠格要件」とは	
(2) ①適正な経営体制、②適切な社会保険加入 (参考) 「経營業務の管理責任者の個別認定申請について」	
(3) 営業所技術者等	
(4) 誠実性	
(5) 財産的基礎等	
(6) 欠格要件	
3. 許可申請の手続きについて	14
(1) 「申請区分」と「手数料」	
(2) 許可申請書類等①(法定書類)、②(確認書類)	
(3) 「申請の方法」と「標準処理期間」等	
4. 事業承継の手続きについて	21
(1) 申請手続きについて	
(2) 認可申請書類等①(法定書類)、②(確認書類)	
5. 許可取得後の手続き(変更届・決算変更届の提出等)	27
(1) 変更届	
(2) 決算変更届	
(3) 届出の方法	
(4) 標識の掲示について	
6. その他	31
(1) 許可証明書の交付について	
(2) 申請書類等の閲覧	
(3) 参考法令・通達等	
(4) 個人情報の取扱いについて	
7. 資料	34
別紙① 建設工事の業種区分一覧表	
別紙② 有資格コード(営業所技術者等となり得る国家資格者等)一覧	
別紙③ 指定学科一覧	
別紙④ 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧	
別紙⑤ 建設業許可申請関係書面の記載例	
8. よくある質問	166
よくある質問(申請編)	
よくある質問(一般編)	
よくある質問(その他)	

○お問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311(内線5893)

【1. 建設業の許可の概要について】

(1) 建設業の許可とは

【建設業法第3条第1項】

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額（※）が

- 「建築一式工事」の場合 → 1, 500万円に満たない工事 又は 延べ面積が150㎡に満たない木造建築工事
- 「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送賃を加えた額とする。

(2) 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

【建設業法第3条第1項】

取得する建設業許可が国土交通大臣許可となるか、都道府県知事許可になるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。

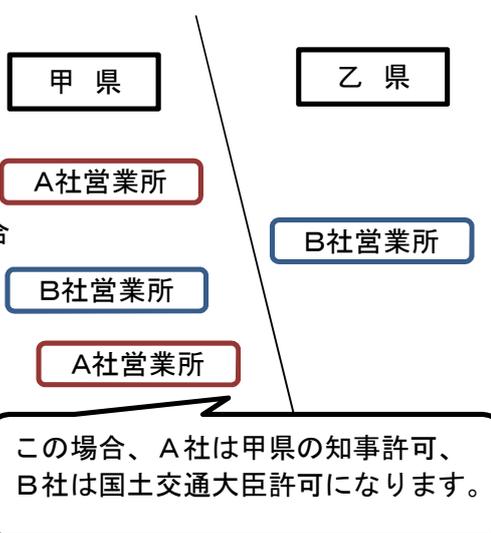
国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする場合

※上記のとおり、大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はありません。



この場合、A社は甲県の知事許可、B社は国土交通大臣許可になります。

【営業所】とは

- 「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、ここでいう営業所に該当します。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等に過ぎないもの及び建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であって建設業にはまったく無関係なものは、ここでいう営業所には該当しません。
- 許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html



(3)「一般建設業」と「特定建設業」の区分

【建設業法第3条第1項】

建設業の許可は以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。

特定建設業許可

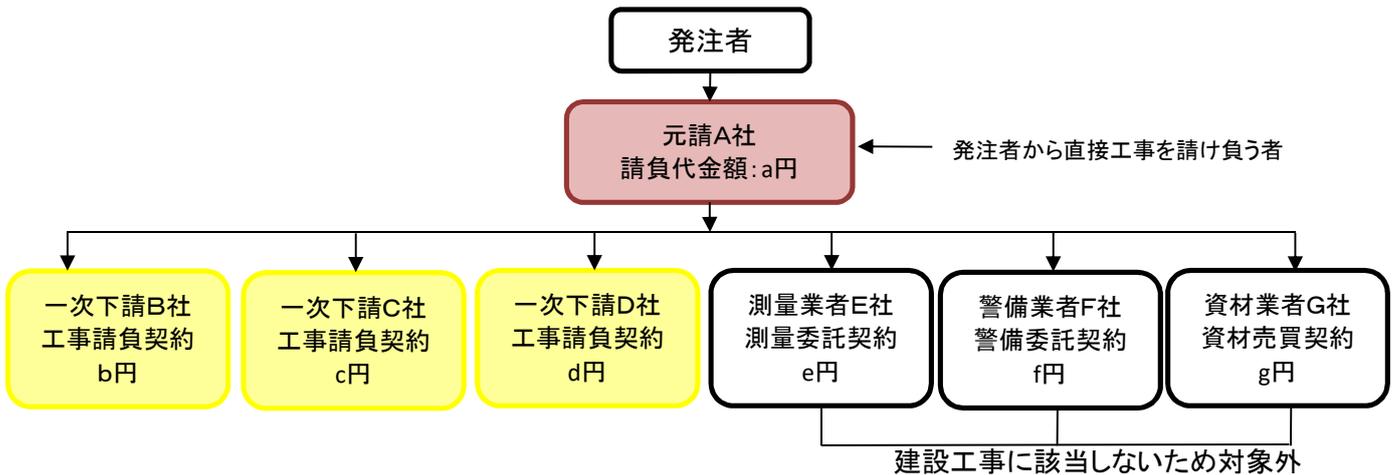
発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事の下請契約が2以上あるときは下請代金の総額）が5,000万円以上（※）となる下請契約を締結して施工しようとする場合に必要となる許可。

※建築一式工事の場合は8,000万円以上。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可。



●「特定建設業許可」が必要な場合

元請A社の締結する一次下請との下請工事契約の総額（b円+c円+d円）が5,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。

※建築一式の場合、5,000万円を8,000万円に読み替えてください。

●A社（元請）の請負金額に制限はありません。

→ 一次下請に発注する額によって一般か特定かを判断します。

●「特定建設業許可」が必要となるのは発注者から直接工事を請け負った元請負人に対してのみです。

→ 一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

(4)許可業種の区分

【建設業法第3条第2項】

建設業の許可は、29の建設工事の種類ごとに受けなければなりません。各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。大きく分けて2つの一式工事業と27の専門工事業があります。

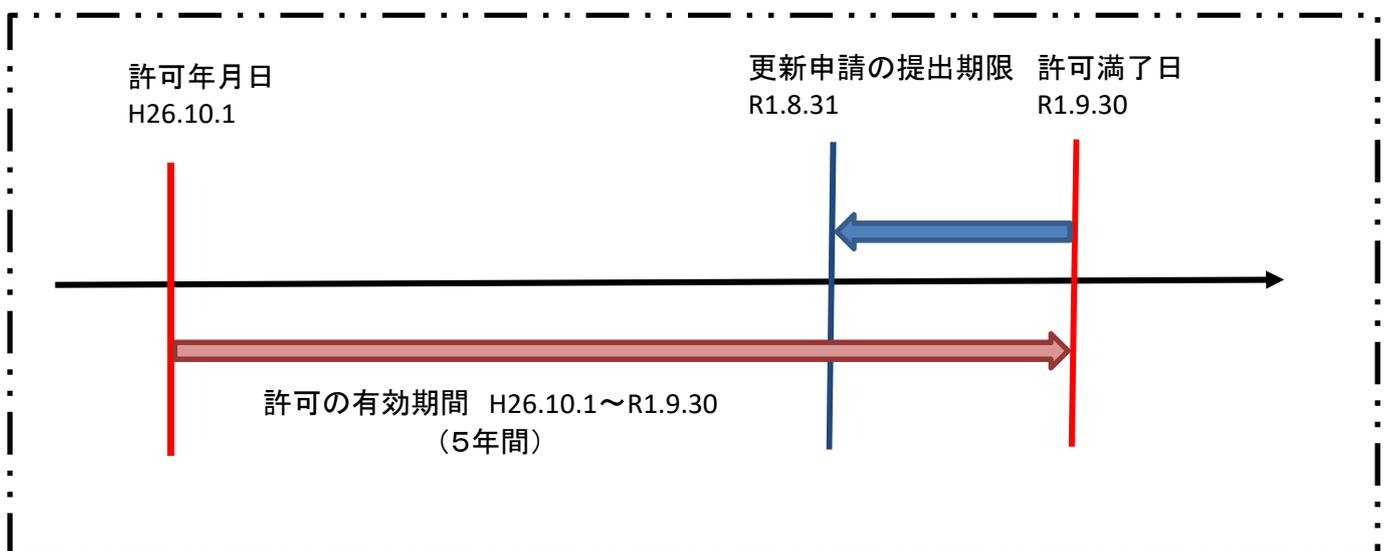
※詳しくは、業種区分一覧表（別紙①）をご参照ください。

区分	建設工事の種類	建設工事の内容
一式業種 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事	大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネージメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門業種 (27業種)※	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	工事の実施工を行うために必要な業種

(5) 許可の有効期間

【建設業法第3条】

- 許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。
なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了します。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出）
【法第3条第3項、施行規則第5条】
- 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。
【法第3条第4項】
- 許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことによって従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。



【2. 許可の要件について】

(1)「許可要件」「欠格要件」とは

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

●許可要件

- ① 適正な経営体制を有しており、適切な社会保険に加入していること。
- ② 営業所ごとに「営業所技術者等」を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

●欠格要件

- ・許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ・建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。

(2)①適正な経営体制

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業に関し、一定の経験を有する者（常勤役員等1人若しくは常勤役員等1人+当該常勤役員等を直接補佐する者）を配置し、適正な経営体制を確保することが必要です。

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経営業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され、この要件が定められたものです。

※許可を取得した後に、経営業務の管理責任者が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し（建設業法第29条第1項第1号）となります。

●「建設業の経営に関する一定の経験」とは

経験期間の地位	建設業に関する経営業務の管理責任者	建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位(※1)		建設業の役員又は役員等に次ぐ職制上の地位(※2)	役員等(建設業以外を含む)
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験	経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの業務	
必要経験年数	5年		6年	5年 (建設業の役員等の経験2年以上を含む)	
常勤役員等を直接補佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営についてそれぞれ業務経験5年以上の者(※3) (1人が複数の経験を兼ねることが可能)	
根拠法令	規則第7条第1号イ(1)	規則第7条第1号イ(2)	規則第7条第1号イ(3)	規則第7条第1号ロ(1)	規則第7条第1号ロ(2)
法定様式	様式第7号、別紙	様式第7号、別紙	様式第7号、別紙	様式第7号の二 別紙一、二	様式第7号の二 別紙一、二
個別認定		【個別認定②】	【個別認定③】	【個別認定④-1】 【個別認定④-2】	【個別認定⑤-1】 【個別認定⑤-2】

●「常勤役員等」とは

- 法人である場合：役員のうち常勤であるもの。
- 個人である場合：その者又はその支配人。

○「役員」とは

- ・業務を執行する社員・・・持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員
 - ・取締役・・・株式会社の取締役
 - ・執行役員・・・委員会設置会社の執行役員
 - ・これらに準ずる者・・・法人格のある各種組合等の理事等 ～ 申請にあたっては、個別認定が必要になります。【個別認定①】
- 「これらに準ずる者」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役員に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については含まれます。

○「常勤であるもの」とは

原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

●「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととします。

●「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

- 【非常勤役員等における経験について】・・・経営業務への関与の状況、業務執行権限等により個別に経験内容を確認します。
- 【海外企業における経験について】・・・国土交通本省不動産・建設経済局国際市場課において別途認定を行っています。

●「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

(※1) 「経營業務の管理責任者に準ずる地位」の経験とは

- ・執行役員等としての経営管理経験 ～ 申請にあたっては、個別認定が必要になります。【個別認定②】参照

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

- ・経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験 ～ 申請にあたっては、個別認定が必要になります。【個別認定③】参照

経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験をいいます。

(※2) 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは（申請にあたっては、個別認定が必要になります。）【個別認定④-1】参照

申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位のある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

(※3) ・「財務管理の業務経験」とは

建設工事を施工するにあつて必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

・「労務管理の業務経験」とは

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

・「業務運営の経験」とは

会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

上記(※3)の経験は、許可の申請を行っている建設業者及び建設業を営む者における経験に限られます。

(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)【個別認定④-2】【個別認定⑤-2】参照

個別認定が必要な申請・届出については、十分な期間をもって事前（申請前・届出前）に北海道開発局事業振興部 建設産業課までご相談ください。詳細については、次ページ以降の（参考）「経營業務の管理責任者の個別認定申請について」をご参照ください。また、併せて国土交通省HP掲載の「建設業許可事務ガイドライン」についてもご参照ください。

「建設業許可事務ガイドライン」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001860019.pdf>



(2)②適切な社会保険加入

【建設業法施行規則第7条第2号】

下記のいずれにも該当する者であることが必要です。

【建設業法施行規則第7条第2号】

- イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

※「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）をいいます。

○個別認定の時期

経營業務の管理責任者を変更する予定日の概ね1か月前までに申請を行ってください。

○認定申請の方法

申請者は、認定調書（別紙6）に必要な事項を記入の上、必要な確認資料を添付して北海道開発局建設産業課 建設業係まで提出してください。

なお、本申請にあたっては、申請書類送付前に必ず事前に相談してください。

【申請・問合せ先】北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係 TEL011-709-2311 (5893)

個別認定①（取締役等に準ずる者としての職制上の地位の認定）

◇提出様式

認定調書別紙6

◇認定の要件

・申請時点において、被認定者が、取締役等に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた者（執行役員等）であること。

◇認定に必要な確認資料

■組織図その他これに準ずる書類

- 申請時点における被認定者の地位が取締役等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）にあることを確認します。

■業務分掌規程その他これに準ずる書類

- 被認定者が業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認します。
- 業務分掌規程で確認ができない場合及び社内規程が無い場合等は、その他の追加資料（決裁文書・稟議書等）を提出していただき事業部門の業務内容の詳細を確認します。
- 建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など、一部の営業部門のみを分掌する場合や資金・資材調達のみ分掌する場合等）の事業執行に係る権限委譲を受けた執行役員等は認められません。

■定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録、その他これに準ずる書類

- 被認定者が取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任されたことを確認します。
- 被認定者が取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認します。

個別認定②（権限委譲を受けた執行役員等として経營業務を管理した経験の認定）

◇提出様式

認定調書別紙6-1

◇認定の要件

・被認定者による経験内容が、執行役員等としての建設業の経營業務を管理した経験（5年以上）であること。
 ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受け、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験であること。

◇認定に必要な確認資料

■組織図その他これに準ずる書類

- 経験期間における被認定者の地位が取締役等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）にあることを確認します。

■業務分掌規程その他これに準ずる書類

- 被認定者が業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認します。
- 業務分掌規程で確認ができない場合及び社内規程が無い場合等は、その他の追加資料（決裁文書・稟議書等）を提出していただき事業部門の業務内容の詳細を確認します。
- 建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など一部の営業部門のみを分掌する場合や資金・資材調達のみ分掌する場合等）の事業執行に係る権限委譲を受けた執行役員等は認められません。

■定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録、その他これに準ずる書類

- 被認定者が取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任されたことを確認します。
- 被認定者が取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認します。

- 執行役員等の経験期間（5年以上）を確認します。

個別認定③（経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験の認定）

◇提出様式

認定調書別紙6-1

◇認定の要件

- ・被認定者による経験内容が、経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（6年以上）であること。
- ・取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人、支店長及び営業所所長等に次ぐ職制上の地位にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した業務経験であること。

◇認定に必要な確認資料

■組織図その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験が、取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人、支店長及び営業所所長等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）における経験であることを確認します。
- 被認定者による経験が、権限委譲を受けた執行役員等に次ぐ職制上の地位における経験である場合には、【個別認定②】に準じて、当該執行役員等の業務執権限等を確認します。

■業務分掌規程その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験内容が、建設業に関する部門における経験であることを確認します。
- 被認定者による経験内容が、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般（一部のみは不可）について従事した経験であることを確認します。
- 業務分掌規程で確認ができない場合及び社内規程が無い場合等は、その他の追加資料（決裁文書・稟議書等）を求め事業部門の業務内容の詳細を確認します。

■人事発令書その他これに準ずる書類

- 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験期間（6年以上）を確認します。

個別認定④-1（建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験の認定）

◇提出様式

認定調書別紙6-2

◇認定の要件

- ・被認定者による経験内容が、建設業の役員等の経験が2年以上あり、それに加えて建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（建設業の財務管理、労務管理又は業務運営の業務に限る）の経験を3年等有する者※である

◇認定に必要な確認資料

【建設業の役員等の経験】

（役員等としての経験の場合）

■登記事項証明書

- 建設業の役員等の経験期間（2年以上）を確認します。

■建設業許可通知書（写）

- 証明期間において建設業許可を有していたことを確認します。
- 許可のない期間中の軽微な工事での経験の場合は、経験期間分の工事請負契約書又は注文書及び請書により確認します。

（権限委譲を受けた執行役員等としての経験の場合）

■組織図その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験が取締役等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）における経験であることを確認します。

■定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これに準ずる書類

- 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任されたことを確認します。
- 取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認します。

■取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

(参考)

- 執行役員等の経験期間（2年以上）を確認します。

(令3条の使用人としての経験の場合)

■就任時、退任時の変更届出書(写)

- 令3条の使用人の経験期間（2年以上）を確認します。

【建設業の役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験】

■組織図その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験が、取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）にあることを確認します。
- 被認定者による経験が、権限委譲を受けた執行役員等に次ぐ職制上の地位における経験である場合には、【個別認定②】に準じて、当該執行役員等の業務執行権限等を確認します。

■業務分掌規程その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験が、財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関する事業部門であることを確認します。
- 業務分掌規程で確認ができない場合及び社内規程が無い場合等は、その他の追加資料（決裁文書・稟議書等）を提出していただき事業部門の業務内容の詳細を確認します。

■取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

- 建設業の役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験期間（3年等）を確認します。

個別認定⑤-1（役員等としての経験の認定）

◇提出様式

認定調書別紙6-2

◇認定の要件

- ・被認定者による経験内容が、建設業の役員等としての経験が2年以上あり、それに加えて役員等の経験を3年等有する者※であること。 ※役員等としての経験を通算で5年以上有することが必要です。

◇認定に必要な確認資料

【建設業の役員等の経験】

- 【個別認定④-1】と同じ

【役員等の経験】

(役員等としての経験の場合)

■登記事項証明書

- 役員等の経験期間（3年以上）を確認します。

(権限委譲を受けた執行役員等としての経験の場合)

■組織図その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験が取締役等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）における経験であることを確認します。

■定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録
その他これに準ずる書類

- 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任されたことを確認します。
- 取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認します。

■取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

- 役員等の経験期間（3年等）を確認します。

個別認定④-2、⑤-2（常勤役員等を直接補佐する者の職制上の地位及び業務経験の認定）**◇提出様式**

認定調書別紙6-3

◇認定の要件

- ・申請時点において、被認定者（直接補佐者）が、個別認定④-1又は⑤-1の常勤役員等に次ぐ職制上の地位にあり、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者であること。
- ・被認定者（直接補佐者）による経験内容が、建設業の財務管理、労務管理、業務運営それぞれの業務経験（5年以上）であること。

◇認定に必要な確認資料**■組織図その他これに準ずる書類**

- 被認定者の地位が、常勤役員等に次ぐ職制上の地位（役員の直下）にあり、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者であることを確認します。

■業務分掌規程その他これに準ずる書類

- 被認定者による経験内容が申請業者における建設業の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験であることを確認します。
- 業務分掌規程等で確認ができない場合及び社内規定等が無い場合等は、その他の追加資料（決裁文書・稟議書等）を提出していただき事業部門の業務内容の詳細を確認します。
- 業務経験には役員としての経験も含まれますが、経験における地位・役職等の要件は求めないため、例えば事務担当者として従事した経験も含めることができます。

■人事発令書その他これに準ずる書類

- 業務経験の期間（5年以上）を確認します。

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※許可を取得した後に、営業所技術者等が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「専任」の者とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事(テレワーク(営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)することを要する者をいいます。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- ・技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く)
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者 など

なお、下記のとおり一定の要件を満たせば、営業所技術者等を主任技術者等として配置(兼務)することが出来ます。
詳細は監理技術者制度運用マニュアルをご参照ください。

注意

「営業所技術者等」における主任技術者又は監理技術者の兼務について

例外1) 営業所技術者等が工事現場の「専任」の主任技術者等を兼ねるためには、次の要件すべてを満たす必要があります。

- ① 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 兼ねる工事現場の数は1以下であること。(全ての工事現場の数は2を超えないこと)
- ③ 各工事の請負代金額が1億円(建築一式の場合は2億円)未満であること。(なお、工事途中で当該金額以上となった場合は、当該各工事ごとに専任で技術者を配置しなければならない。)
- ④ 工事現場間距離が(1日の勤務時間内で巡回可能かつ災害・事故等の発生時においても)概ね確実に片道2時間以内であること。
- ⑤ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。(なお、工事途中で下請次数が3を超えた場合は、工事ごとに専任で技術者を配置しなければならない。)
- ⑥ 主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための「連絡員」を当該各工事ごとに配置していること。
- ⑦ 当該各工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法で確認できる措置を講じていること。
- ⑧ 当該各工事現場と情報通信機器による映像・音声送受信が確実に可能な環境を確保し、現場状況把握の措置を講じていること。
- ⑨ 次に掲げる事項を記載した人員配置計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - ニ 各建設工事に係る次の事項
 - (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (ロ) 当該建設工事の内容(法別表1上段の建設工事の種類)
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
 - ヒ 工事現場間の移動時間
 - ホ 下請次数
 - ヘ 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験(実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載)
 - ト 施工体制を把握するための情報通信技術
 - チ 現場状況を把握するための情報通信機器
- ⑩ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

例外2) 営業所技術者等が、技術者を専任で配置する必要がない建設工事の主任技術者等を兼務する場合は、次の要件すべてを満たす必要があります。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

例外3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(例外2)の場合以外)

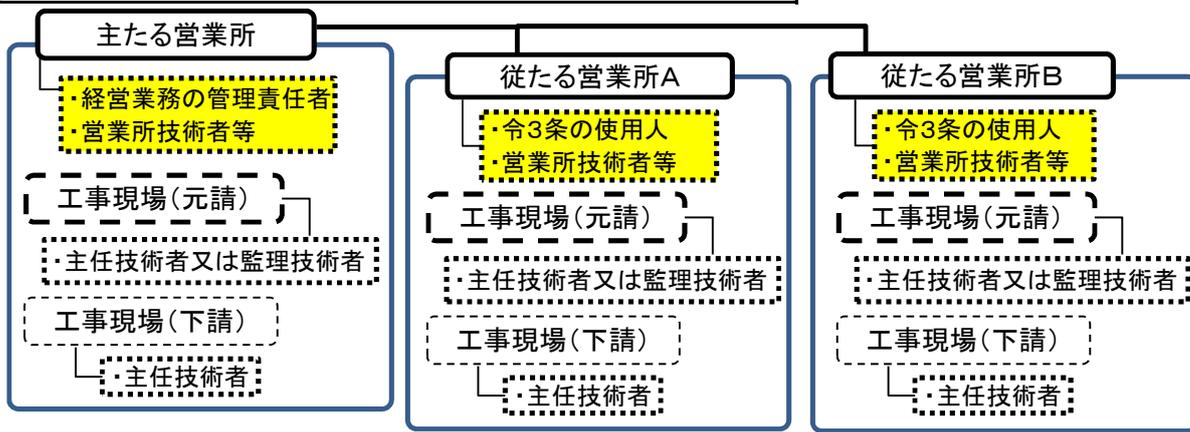
例外1)の要件を全て満たすこと(③を除く)。

※監理技術者制度運用マニュアルに記載の「主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」を活用する場合との併用は出来ません。

また、例外1)～例外3)の併用は出来ません。

詳細は「監理技術者制度運用マニュアル」に → <https://www.mlit.go.jp/totikensangvo/const/content/001859191.pdf>

営業所・現場に配置すべき技術者等の基本的な配置関係



●建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、元請・下請問わず、請け負った建設工事を施工する現場ごとに、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。（建設業法第26条）

●令3条の使用人とは「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の略。建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当します。

許可を受けようとする建設業が一般建設業か特定建設業であるか、またその業種によって、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所技術者等となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の特定営業所技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)
① 一定の国家資格等【注1】を有する者 ② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者 <ul style="list-style-type: none"> 大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者 専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者 技術検定1級（建設機械・電気通信を除く）の第1次又は第2次検定に合格後、3年以上の実務経験を有する者【注1】 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く 技術検定2級（建設機械・電気通信を除く）の第1次又は第2次検定に合格後、5年以上の実務経験を有する者【注1】 ただし、指定建設業【注8】及び電気通信工事業は除く 10年以上の実務経験を有する者 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】 ③ その他 <ul style="list-style-type: none"> 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	① 一定の国家資格等【注1】を有する者 ② 一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除く。 ③ その他 <ul style="list-style-type: none"> 海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け特定建設業の特定営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者 指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

【注1】 有資格コード一覧（別紙②）
 【注2】 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》
 【注3】 指定学科一覧（別紙③）
 【注4】 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（別紙④）
 【注5】 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 にお問い合わせください。
 【注6】 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。
 ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
 ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
 【注7】 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》
 【注8】 指定建設業とは以下のとおり 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種
 【注9】 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

(4) 誠実性

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする者が、法人である場合においては当該法人・非常勤役員を含む役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。以下、同じ。)
・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

- 「不正な行為」とは
請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為。
- 「不誠実な行為」とは
工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為。

【誠実性を満たさない場合の例】

- ・ 建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない場合

など

(5) 財産的基礎等

【建設業法第7条、第15条】

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次の <u>いずれか</u> に該当すること。 ① 自己資本の額が500万円以上であること ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	次の <u>すべて</u> に該当すること ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

- 「自己資本」とは
 - ・ 法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
 - ・ 個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。
- 「500万円以上の資金を調達する能力」とは
 - ・ 担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認します。
- 「欠損の額」とは
 - ・ 法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
 - ・ 個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。
- 「流動比率」とは
 - ・ 流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。
- 「資本金」とは
 - ・ 法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
 - ・ 個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

①許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

②以下のいずれかの事項に該当する場合

(役員等、支配人又は営業所の長に該当者がいる場合を含む)

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員等)が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第20条第2項から第4項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第55条第1項
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第44条の規定により適用される場合を含む。第7条の3第3号において同じ。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

【3. 許可申請の手続きについて】

○建設業の許可を受けようとする場合は、許可行政庁に許可申請をすることが必要です。

（１）「申請区分」と「手数料」

「申請区分」及び「手数料」は以下のとおりです。

【登録免許税・・・登録免許税法 別表第1、許可手数料・・・建設業法施行令第4条】

申請区分	申請内容	登録免許税及び許可手数料の額	
		一般建設業のみ申請 又は 特定建設業のみ申請	一般建設業と 特定建設業を 同時に申請
1. 新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合（現在有効な許可通知書の写しが必要）	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
3. 般・特新規	一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 又は 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	15万円の登録免許税	/
※特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業した後（建設業法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請する必要があるため、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。			
4. 業種追加	一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 又は 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
5. 更新 (許可の一本化含む)	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
6. 般・特新規+業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	/	15万円の登録免許税 + 5万円の収入印紙
7. 般・特新規+更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	/	15万円の登録免許税 + 5万円の収入印紙
8. 業種追加+更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万円の収入印紙	15万円の収入印紙 又は 20万円の収入印紙
9. 般・特新規+業種追加+更新	「般・特新規」と「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	/	15万円の登録免許税 + 10万円の収入印紙

○登録免許税

【登録免許税の納入先】

「札幌北税務署」 住所 〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号
電話 011-707-5111

【納入方法】

札幌北税務署に直接納入いただくか、もしくは日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から札幌北税務署あてに納入して下さい。

※登録免許税の納付手続は、国庫金の受入を行う金融機関で可能です。取扱金融機関は日本銀行HPをご覧ください。

※詳しい納付方法は税務署又は取扱金融機関にてご確認ください。

【提出方法】

許可申請書の別紙3の所定欄に領収証書(原本)を貼り付けて申請してください。

○収入印紙

【提出方法】

収入印紙を購入のうえ、許可申請書の別紙3の所定欄に貼り付けて申請してください（消印はしないでください）。

※電子納付について

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請され、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による納入がされた場合には、許可申請様式第一号別紙三の提出は不要となります。

(2)許可申請書類等①(法定書類)

建設業の許可を受けようとする場合は、**許可行政庁に「法定書類」＋「確認書類」を提出**する必要があります。
法定書類で発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください（修業（卒業）証明書は除く）。

各申請区分に必要な**「法定書類」**は、以下のとおりです（**確認書類は、次項参照**）。

様式番号	書類の名称	申請区分								
		① 新規	② 許可 換え 新規	③ 般 特新 規	④ 業 種 追 加	⑤ 更 新	⑥ 般 特 新 規 ＋ 業 種 追 加	⑦ 般 特 新 規 ＋ 更 新	⑧ 業 種 追 加 ＋ 更 新	⑨ 般 特 新 規 ＋ 業 種 追 加 ＋ 更 新
第1号	建設業許可申請書（注1）	○								
別紙1	役員等の一覧表（注2）	○								
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)（注3）	○								
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)					○				
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄（注13）	○				○				
別紙4	営業所技術者等一覧表（注4）	○				○				
第2号	工事経歴書	○				○				
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○				○				
第4号	使用人数	○				○				
第6号	誓約書	○				○				
—	登記されていないことの証明書(原本)（注5）	○				○				
—	身分証明書(原本)（注6）	○				○				
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書									
第7号別紙	常勤役員等の略歴書（注7）									
第7号の2	常勤役員等及び補佐する者の証明書	○				○			○	
第7号の2別紙一	常勤役員等の略歴書（注7）									
第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（注7）									
第7号の3	健康保険等の加入状況	○				○			○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更) ※区分は1.新規許可等となります。	○				○			●	
—	技術検定合格証明書等の資格証明書(写)	○				○			●	
—	卒業証明書(原本)	○				○			●	
—	監理技術者資格者証(写)	○				○			●	
第9号	実務経験証明書	○				○			●	
第10号	指導監督的実務経験証明書	○				○			●	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○				○			○	
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書（注9）	○				○			○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注9）	○				○			○	
—	定款	○			△	△	△		△	
第14号	株主(出資者)調書	○			△	△	△		△	
第15号	貸借対照表	○								
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○								
第17号	株主資本等変動計算書	○								
第17号の2	注記表	○								
第17号の3	附属明細表（注10）	○								
第18号	貸借対照表	○								
第19号	損益計算書	○								
—	登記事項証明書(原本)（注14）	○				△			△	
第20号	営業の沿革	○				○			○	
第20号の2	所属建設業者団体	○				△			△	
—	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(原本)（注11）	○								
第20号の3	主要取引金融機関名	○				△			△	

- (注1) 許可換え新規の場合は、既に受けている建設業の許可通知書(写)を申請書の後ろに添付してください。
- (注2) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
 ・その他、役職の如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。
 ・株主等については、「役職名」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。「取締役」、「常勤・非常勤の別」を記載してください。
- (注3) 申請の対象に係る営業所を記載してください(業種追加・般特新規申請時は業種の追加をする営業所のみ記載等)。
- (注4) 別紙4「営業所技術者等一覧表」は、「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に営業所技術者等の氏名を記載します。
- (注5) 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人(全員分)の証明書が必要です。役員ではない「顧問」、「相談役」、「株主等」は省略可能です。
 【取得先】 法務局・地方法務局
 【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」
 【有効期間】 申請前3ヶ月以内に発行されたもの
 ※ 本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。
- (注6) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人(全員分)の証明書が必要です。外国籍の方、また、役員ではない「顧問」、「相談役」、「株主等」は省略可能です。
 【取得先】 本籍地の市区町村の戸籍事務担当部署
 【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
 2. 後見の登記の通知を受けていない。
 3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。又は、破産の通知を受けていない。
 【有効期間】 申請前3ヶ月以内に発行されたもの
 ※ 証明事項1及び2については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。
- (注7) 第7号別紙、第7号の2別紙一及び第7号の2別紙二は、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載してください。また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載してください。(行政処分等に係る部分については必ず記載してください。)
- (注8) 第8号「営業所技術者等証明書」に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要となります。
 ・指定学科を卒業後、実務経験で営業所技術者になる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書」及び「実務経験証明書」が必要となります。
 ・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」、「実務経験証明書」、「指導監督の実務経験証明書」、「技術検定合格証明書等」の提出は要しません。
 ・資格によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。(例：第二種電気工事士の場合等)
 ・建設業法第27条第1項に規定する技術検定(施工管理技士)に合格したことを証明する書類としては、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書でも可能です。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行まで(半年程度)の暫定的な確認手段となります(技術検定のみ取り扱いであり、それ以外の資格に関しては該当しません)。
 ・専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認出来る証明書の提出も必要となります。
 ・「登録基幹技能者講習修了証」により実務経験を証明する場合、講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことについて記載が必要です。
 ・「登録基幹技能者講習修了証」により資格を証明する場合は、「実務経験証明書」の提出は要しません。
 ※「監理技術者資格者証」及び「登録基幹技能者講習修了証」は、有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認められます。
 ・電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、許可行政庁が、過去に提出された証明書類を直接に確認できる場合又は電子申請システムと他のシステムの情報連携により証明書類により確認すべき事項を電子申請システム上で確認できる場合は、添付不要です。
- (注9) 調書は、別紙1「役員等の一覧表」に記載された者全員及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員分が必要です。ただし、経営業務の管理責任者については、本調書の作成は要しません(第7号別紙で作成)。建設業法施行令第3条に規定する使用人が、役員等を兼ねている場合は、使用人の調書(様式第13号)の提出は省略可能です。(許可申請者の調書(様式第12号)に令第3条に規定する使用人の内容を記載してください。)
 「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。株主等については、「役職名」の欄には「株主等」と記載します。「顧問」、「相談役」、「株主等」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しません。
- (注10) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
 ① 資本金の額が1億円超であるもの
 ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 申請者が法人の場合は法人税(その1納税額等証明書)、個人の場合は所得税の納税証明書を添付してください。

- (注12) 既許可業者の場合は決算変更届(=事業年度終了届)、許可換え新規の場合は北海道に提出したものを提出してください。業種追加する場合は、追加する業種の「工事経歴書」の提出をお願いします。なお、「工事経歴書」の「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意願います。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等)
- (注13) 電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、登録免許税又は許可手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により納入する場合には、様式第一号別紙三「はり付け欄」の提出は不要です。
- (注14) 電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、許可行政庁が、当該資料により確認すべき事項を電子申請システムと他のシステムの情報連携により確認できる場合又は当該他のシステムを直接確認できる場合は、当該資料の添付は不要です。

(2) 許可申請書類等②(確認書類)

建設業の許可を受けようとする場合は、**許可行政庁に「法定書類」+「確認書類」を提出**する必要があります。
法定書類で発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください（修業（卒業）証明書は除く）。

申請・届出時に必要となる「**確認書類**」は、以下のとおりです（**法定書類は、前項参照**）。

提出資料		申請及び届出事項	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	変更届
<p>○・・・必須提出書類 △・・・変更がある場合は必要 ▲・・・申請にかかる者のみ</p>								
常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者	I 現在の常勤性を証明する書類 事業所名の記載がある健康保険被保険者証（両面写） ※健康保険被保険者証に事業所名の記載がない場合は、以下の追加資料が必要になります。（いずれか一点） ▽「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写）」、「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）」、「健康保険組合からの資格証明書（発行後3ヶ月以内）」、「所属企業発行の雇用証明書（雇用年月日、雇用条件（雇用期間、就業条件、就業場所、社会保険加入状況、雇用保険適用の状況、退職に関する事項）が記載されていること）」等 ▽後期高齢者：「雇用契約書（写）」、「住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）（写）」等 ▽役員：税務署の受付印のある「確定申告書（表紙及び役員報酬明細）（写）」、就任依頼書・承諾書等 ※健康保険被保険者証を提出する場合、被保険者等記号・番号部分をマスキングしてください。		○	○		○	△	
	II 常勤役員等の経験を確認する書類 … ①及び②の両方を提出 イ) 法人の役員としての経験の場合 ①経験を積んだ会社の経験期間分の登記事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖登記簿謄本等（写） ②経験期間分の建設業許可通知書（写） ※許可を持っていない場合は、経験期間分の注文書・請書 ロ) 令3条に規定する使用人としての経験の場合 ①就任・退任時の許可申請・変更届出書（写）等 ②当該営業所が建設業法上の営業所として確認できる許可申請・変更届出書（写）等 ◆個別認定に必要な書類はP6～P9を参照		○		△			
営業所技術者等	I 現在の常勤性を証明する書類 … (1)を提出 (1) 事業所名の記載がある健康保険被保険者証（両面写） ※常勤役員等と同様。		○		▲		○	▲
	II 実務経験を証明する書類(技術者要件が実務経験の場合のみ) … (2)及び(3)の両方を提出 (2) 実務経験の内容を確認する資料 イ) 実務経験証明書（様式第九号）を提出する場合 ・経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請書 ※工事請負契約書、注文書・請書は、業種内容及び工期がわかるものが必要になります。 ロ) 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）を提出する場合 ・証明書の実務経験の内容欄に記載した工事すべての工事請負契約書又は注文書・請書 ※証明に記載した内容（発注者・金額・内容・経験年数）が確認できない場合は、経験として認められません。 (3) 実務経験証明期間（使用された期間）の常勤性を証明する資料 … 以下のいずれか一点 イ) 健康保険被保険者証（写） （事業所名と資格取得日の記載されているもので、経験を積んだ会社（証明会社）に引き続き在職の場合に限る） ※健康保険被保険者証の資格取得日が、「使用された期間」と一致していない場合は、ロ)が必要になります。 ロ) 厚生年金被保険者記録照会回答票（写） ※該当する事業所名が記載されていること。			○		▲	▲	
社会保険の加入状況	I 健康保険等の加入状況に関する確認資料 … (1)及び(2)の両方を提出 (1) 健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料 … 以下のいずれか一点 イ) 健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書（写） ※領収印が押印されたものであること。 ロ) 健康保険及び厚生年金保険料の納入証明書（写） ※いずれも、申請の受付日前直近のものであること。 (2) 雇用保険の加入状況を証明する資料 … 以下の二点 イ) 労働保険概算・確定保険料申告書（写） ロ) イ)により申告した保険料の納入に係る領収済通知書（写） ※領収印が押印されたものであること。 ※いずれも、申請の受付日前直近のものであること。 ※労働保険事務組合に委託している場合は、組合からの「納入通知書」（写）及び「領収書」（写）を提出		○		○		○	△（※届出にかかるとの営業所のみ）
営業所	I 営業所に関する確認資料(主たる営業所も含む。) (1) 営業所の実態を確認する資料 営業所の写真（以下の4点） ※概ね3ヶ月以内に撮影したもの ・営業所の外部 … ①建物の全景、②営業所の名称を明記した営業所の入口部分 ・営業所の内部 … ③主な執務室の状況が確認できる程度のもの ・建設業の許可票 … ④記載内容が確認できるもの（許可換え新規等を除く。） ※自己所有又は賃貸借等の別を記載すること（写真台紙の例を参照）		○			△（※営業所の新設・移転を伴う場合）		△（※営業所の新設・移転を伴う場合）

※申請内容の確認のために、上記以外の資料の追加提出を求めることがあります。

(3)「申請の方法」と「標準処理期間」等

申請書類は、北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係へ提出してください。

(都道府県經由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日より申請書等の提出先が北海道庁から北海道開発局へ変わりました。)

審査に際して、申請内容に対して照会を行うことがあります。審査の結果、許可基準を満たしていると判断された場合には許可通知が、許可基準を満たさないと判断された場合には許可の拒否通知が北海道開発局長から申請者に対して送付されます。

○提出先 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係

○提出方法：原則郵送

○提出部数：正本 1部

副本に受理印が必要な場合は、押印を希望する申請書等の写し(頭紙)1枚と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○許可申請の標準的な処理期間について

申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間は、概ね90日程度となっています。

※「確認資料」の提出がない場合は処理ができません。また、補正に要する期間は含みません。

※合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を予定している場合は、事前に余裕をもってご相談ください。

※個別の審査状況・許可通知発出の目途等のお問い合わせにつきましては回答できませんが、ご了承ください。

○許可通知等の送付について

許可の通知は、「許可通知書」を北海道開発局から申請会社の主たる営業所(本社)へ簡易書留で郵送します。

「許可通知書」は、紛失や変更事項(代表者、所在地等)があっても再交付致しません。

申請者又は代理人(以下「申請者等という。’)が(※)電子申請システムを使用して申請し、電子申請システム上において、電子申請システムにより通知を受ける旨の表示をした場合においては、電子署名を行った通知書を電子申請システムにより通知します。

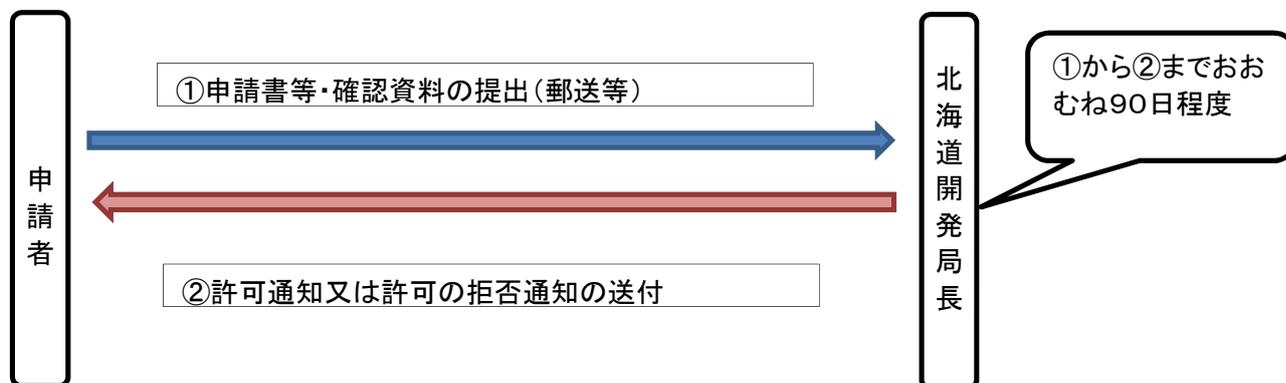
○代理人からの申請について(電子申請システムを含む)

許可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者名に加え、当該代理人の氏名も併記してください。

なお、この場合、許可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写し、又はその他権限を有することを証する書面を添付してください。

※(ご注意ください)行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第19条により禁止されており、違反した場合、罰則があります。

※(ご留意ください)行政書士が作成した書類(電磁的記録を除く)については、記名及び職員押印が義務づけられています。(行政書士法施行規則第9条第2項)



※令和5年1月より、電子申請システムの運用が開始されています。

申請者等が電子申請システムを使用して届出・申請をする場合には、届出・申請書類は、電子申請システム上に入力し、又は電子申請システム上においてPDFファイル等を添付し提出することとなります。

※電子申請システムについては、下記URLをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

事実と異なる内容の申請・届出を行った場合や、変更の事実が生じたにもかかわらず届出をしない場合は、許可の取消などの監督処分や罰則(懲役又は罰金)の対象となる可能性があります。必ず責任者へ確認のうえ、提出してください。

※以下、申請にあたっての留意事項です。

○申請期限

- ・「更新」：許可の有効期間が満了する日の30日前まで（申請の受付は目安としては3ヶ月前から）。
※「更新」の代わりに、「許可換え新規」、「般特新規」申請する場合も同様に提出してください。
- ・「般・特新規+更新」、「業種追加+更新」、「般・特新規+業種追加+更新」：許可の有効期間が満了する日の6ヶ月前まで。

※申請期限を過ぎてから申請することがないように十分ご注意願います。

- ・「事業承継」：譲渡、会社合併、会社分割等の組織再編を予定している場合は、事前に余裕をもってご相談ください。

○許可の一本化（＝許可の有効期間の調整）

同一業者で許可日の異なる二つ以上の許可を受けているものについては、先に有効期間の満了を迎える許可の更新を申請する際に、有効期間が残っている他の全ての許可についても同時に一件の許可の更新として申請することができます。このことを許可の一本化といいます。

○許可申請の取下げ及び登録免許税の還付

許可申請を提出し、受付された後に許可申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」（建設業許可事務ガイドライン 別紙4）を北海道開発局へ提出してください。

許可申請を取り下げる場合又は許可申請が却下された場合において、当該申請に伴って納入した登録免許税の還付を受けることができます。還付を受けたい場合は、「許可申請の取下げ願」（取り下げる場合のみ）及び「登録免許税の還付願」（建設業許可事務ガイドライン 別紙7）を併せて北海道開発局へ提出してください。

※許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した「許可手数料（収入印紙）」については、返還できません。

別紙4	令和 年 月 日
北海道開発局長 殿	
住 所	住 所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名 印	代表者 氏名 印
一般 特定建設業の許可申請の取下げ願	
一般	
令和 年 月 日付けで特定建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により許可の取下げをいたします。	
記	
取下げ理由	

別紙7	令和 年 月 日
北海道開発局事業振興部長 殿	
住 所	住 所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名 印	代表者 氏名 印
登録免許税の還付願	
一般	
令和 年 月 日付けで特定建設業の許可申請をしましたが、取り下げしたので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。	
記	
1 納付額	
2 却下 取下 年 月 日	

【4. 事業承継の手続きについて】

○事業承継の認可とは

建設業者が事業の全部の譲渡、譲受け、合併及び分割（以下、「事業承継」という。）を行う場合、あらかじめ当該事業承継について認可を受けることで、当該事業承継の日に、建設業者としての地位を承継することができます。また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後30日以内に認可の申請を行い、認可を受けることで建設業者としての地位を承継することができます。

なお、相続以外の事業承継については、標準処理期間が許可申請同様、90日間となっていますので、それを踏まえて事前にご相談ください。相談先の窓口は、許可申請と同様、北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係となります。

○事業承継の内容

許可を受けている建設業の全部を事業承継することとし、一部の許可のみの事業承継は認められません。

また、承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が異なる場合は、承継することができません。

○事業承継の基準

承継にあたっては、承継先の建設業者は、建設業の許可と同様の基準を有していることが必要となります。

○事業承継の対象

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

(1) 申請手続きについて

【申請先】

①譲渡人、合併消滅法人（二以上あるときは、そのいずれか）、分割被承継人（二以上あるときは、そのいずれか）又は被相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき

⇒⇒承継人の主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等に申請が必要です。

②合併消滅法人又は分割被承継法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人又は分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき

⇒⇒承継人の主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等に申請が必要です。

③譲渡人、合併消滅法人（二以上あるときは、その全て）、分割被承継法人（二以上あるときは、その全て）又は被相続人が同一の都道府県知事の許可を受けているとき

⇒⇒承継人の主たる営業所が存する地域を管轄する都道府県に申請が必要です。

ただし、次のいずれかに該当するときは、**承継人の主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等に申請が必要です。**

- ・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき
- ・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

※代理人からの申請について

承継認可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者名に加え、当該代理人の氏名も併記してください。

なお、この場合、許可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写し、又はその他権限を有することを証する書面を添付してください。

【申請手数料】

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割並びに相続の認可手続きについては、登録免許税は不要です。

【許可の有効期間】

地位を承継した場合における許可の有効期間は、既許可の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算し5年間となります。

【認可通知等の送付】

認可の通知は、「認可通知書」を北海道開発局から申請者（譲渡人、合併消滅法人及び分割被承継人含む）の主たる営業所（又は本社）へ簡易書留で郵送します。

【認可後に提出する書類】

事業承継後における**財務諸表**や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための**資料（健康保険証等）**については、事業承継後、速やかに提出していただくこととなります。

なお、承継人は、当該承継の日から2週間以内に健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその確認資料、さらには承継人が合併新設法人又は分割新設法人の場合は、承継の日から30日以内に、登記事項証明書、営業の沿革（様式第20号）及び所属建設業団体（様式第20号の2）を提出することとなります。

(2) 認可申請書類等①(法定書類)

許可を受けている建設業の全部について、事業承継又は相続を行う場合は、**認可行政庁に「法定書類」＋「確認書類」を提出**する必要があります。事業承継及び相続については、P21を参照。

法定書類で発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください（修業（卒業）証明書は除く）。

各申請区分に必要となる「法定書類」は、以下のとおりです（確認書類は、次項参照）。

様式番号	書類の名称 ○・・・必須提出書類 －・・・該当なし ※省略可能又は提出不要の書類もありますので、 詳細については、お問い合わせ下さい。 ※また、下記書類以外にも記載内容の確認のため 提示又は提出を求める場合があります。	申請区分				
		法人			個人	
		① 譲渡 及び 譲受け	② 合 併	③ 分 割	④ 譲 渡 及 び 譲 受 け	⑤ 相 続
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（※1）	○			○	
第22号の7	合併認可認可申請書（※1）		○			
—	合併の方法及び条件が記載された書類		○			
第22号の8	分割認可申請書（※1）			○		
—	分割の方法及び条件が記載された書類			○		
第22号の10	相続認可申請書（※1）					○
—	申請者と被相続人との続柄を証する書類					○
別紙1	役員等の一覧表（※2）		○			—
別紙2	営業所一覧表（※3）		○			○
別紙3	営業所技術者等一覧表（※4）		○			○
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○
第4号	使用人数（※5）		○			○
第6号	誓約書（※5）	○	○	○	○	○
—	登記されていないことの証明書（原本）（※6）（※7）	○	○	○	○	○
—	身分証明書（原本）（※6）（※8）	○	○	○	○	○
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 <small>※他官庁からの申請は区分1新規許可等となります。</small>	○	○	○	○	○
第7号別紙	常勤役員等の略歴書（※9）	○	○	○	○	○
第7号の2	常勤役員等及び補佐する者の証明書 <small>※他官庁からの申請は区分1新規許可等となります。</small>	○	○	○	○	○
第7号の2別紙一	常勤役員等の略歴書（※9）	○	○	○	○	○
第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（※9）	○	○	○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況（※10）	○	○	○	○	○
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更） <small>※他官庁からの申請は区分1新規許可等となります。</small>	○	○	○	○	○
—	技術検定合格証明書等の資格証明書（写）	○	○	○	○	○
—	卒業証明書（原本）	○	○	○	○	○
—	監理技術者資格者証（写）	○	○	○	○	○
第9号	実務経歴証明書	○	○	○	○	○
第10号	指導監督的実務経歴証明書	○	○	○	○	○
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（※6）	○	○	○	○	○
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（※6）（※13）	○	○	○	○	○
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（※6）（※13）	○	○	○	○	○
—	定款（※6）	○	○	○		—
第14号	株主（出資者）調書（※6）	○	○	○		—
第15号	貸借対照表	○	○	○		—
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	○		—
第17号	株主資本等変動計算書	○	○	○		—
第17号の2	注記表	○	○	○		—
第17号の3	附属明細表（※14）	○	○	○		—
第18号	貸借対照表		—			○
第19号	損益計算書		—			○

—	登記事項証明書（原本）（※6）（※11）	○	○	○	○	○
第20号	営業の沿革（※6）（※11）	○	○	○	○	○
第20号の2	所属建設業者団体（※6）（※11）	○	○	○	○	○
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（原本）（※6）（※15）	○	○	○	○	○
第20号の3	主要取引金融機関名（※6）	○	○	○	○	○
第22号の9	都道府県知事への届出書（譲渡等）（※17）	○	○	○	○	—
第22号の6	誓約書（※18）	○	○	○	○	—
第22号の11		—	—	—	—	○
—	譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等 ※新設分割の場合は分割計画書	○	○	○	○	—
—	譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録等 ※譲渡及び譲受けにあつては、譲渡人又は譲受人が法人である場合	○	○	○	—	—
—	合併の方法及び条件が記載された書類及び合併比率説明書	—	○	—	—	—
—	分割の方法及び条件が記載された書類及び分割比率説明書	—	—	○	—	—
—	申請者と被相続人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）	—	—	—	—	○
—	申請者以外に相続人がある場合、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	—	—	—	—	○
第22号の12	都道府県知事への届出書（相続）（※19）	—	—	—	—	○

- (※1) 事業承継又は相続にかかる申請者が既に許可を受けている場合は、許可通知書(写)を添付してください。
- (※2) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
 ・その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。
 ・株主等については、「役職名」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。「取締役」、「常勤・非常勤の別」を記載してください。
- (※3) 相続の場合は、別紙1となります。
 事業承継又は相続にかかるすべての営業所について、記載してください。
- (※4) 相続の場合は、別紙2となります。
 「営業所技術者等一覧表」は、「営業所一覧表」に記載した営業所順に営業所技術者等名を記載します。
- (※5) 譲渡及び譲受けの場合は「譲受人」、合併の場合は「合併存続法人又は合併により設立される法人(以下、合併存続法人という。）」、分割の場合は「分割承継法人又は新設分割により設立される法人(以下、分割承継法人という。）」、相続の場合は「申請者(相続人)」のものが必要となります。
- (※6) 譲渡及び譲受けの場合は「譲受人」、合併の場合は「合併存続法人等(当該合併存続法人等が合併により設立される法人である場合には、様式11号から様式14号及び様式20号の3、「登記されていないことの証明書」、「身分証明書」、「定款」に限る。）」、分割の場合は「分割承継法人(当該分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合は、様式11号から様式14号及び様式20号の3、「登記されていないことの証明書」、「身分証明書」、「定款」に限る。))」、相続の場合は「申請者(相続人)」のものが必要となります。
 なお、決算書類等については、譲渡、合併、分割及び相続前の直近のものが必要となります。
- (※7) 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人(全員分)の証明書が必要です。役員ではない「顧問」、「相談役」、「株主等」は省略可能です。
 【取得先】 法務局・地方法務局
 【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」
 【有効期間】 申請前3ヶ月以内に発行されたもの
 ※ 本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。
- (※8) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人(全員分)の証明書が必要です。外国籍の方、また、役員ではない「顧問」、「相談役」、「株主等」は省略可能です。
 【取得先】 本籍地の市区町村の戸籍事務担当部署
 【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
 2. 後見の登記の通知を受けていない。
 3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない、又は破産の通知を受けていない。
 【有効期間】 申請前3ヶ月以内に発行されたもの
 ※ 証明事項1及び2については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。
- (※9) 第7号別紙、第7号の2別紙一及び第7号の2別紙二は、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載してください。また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載してください。(行政処分等に係る部分については必ず記載してください。)
- (※10) 譲受人、合併存続法人、分割承継法人及び相続人は、加入状況を確認する書類を承継日から二週間以内に提出が必要です。
- (※11) 合併により新設された法人及び分割承継法人(新設分割により設立された法人に限る。)は、承継の日から三十日以内に提出が必要です。
- (※12) 第8号「営業所技術者等証明書」に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要となります。
 ・指定学科を卒業後、実務経験で営業所技術者になる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書」及び「実務経験証明書」が必要となります。
 ・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」、「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」、「技術検定合格証明書等」の提出は要しません。
 ・資格によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。(例：第二種電気工事士の場合等)
 ・建設業法第27条第1項に規定する技術検定(施工管理技士)に合格したことを証明する書類としては、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書でも可能です。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行まで(半年程度)の暫定的な確認手段となります(技術検定のみ)の取扱いであり、それ以外の資格に関しては該当しません。
 ・専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認出来る証明書の提出も必要となります。
 ・「登録基幹技能者講習修了証」により実務経験を証明する場合、講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について建設業第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことの記載がある必要があります。
 ・「登録基幹技能者講習修了証」により資格を証明する場合は、「実務経験証明書」の提出は要しません。
 ※「監理技術者資格者証」及び「登録基幹技能者講習修了証」は、有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認められます。
- (※13) 調書は、別紙1「役員等の一覧表」に記載された者全員及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員分が必要です。ただし、経営業務の管理責任者については、本調書の作成は要しません(第7号別紙で作成)。建設業法施行令第3条に規定する使用人が、役員等を兼ねている場合は、使用人の調書(様式第13号)の提出は省略可能です。(許可申請者の調書(様式第12号)に令第3条に規定する使用人の内容を記載してください。)
 「賞罰の内容」欄も具体的に記載してください。株主等については、「役職名」の欄には「株主等」と記載します。「顧問」、

「相談役」、「株主等」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しません。

- (※14) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (※15) 申請者が法人の場合は法人税（その1 納税額等証明用）、個人の場合は所得税の納税証明書を添付してください。
- (※16) 譲渡及び譲受けの場合は「譲受人」、合併の場合は「合併存続法人（合併により新設される法人を除く）」、分割の場合は「分割承継法人（新設分割により設立される法人を除く）」、相続の場合は「申請者（相続人）」の「工事経歴書」及び「直前3年の各事業年度における工事施工金額」が必要となります。
なお、「工事経歴書」の「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意願います。（例：注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等）
- (※17) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出が必要となります。
- (※18) 適用事業所等に係る届出を提出していない場合に提出が必要です。
- (※19) 相続により許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出が必要となります。

(2)認可申請書類等②(確認書類)

認可を受けている建設業の全部について、事業承継又は相続を行う場合は、**認可行政庁に「法定書類」+「確認書類」を提出**する必要があります。事業承継及び相続については、P21を参照。

法定書類で発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください(修業(卒業)証明書は除く)。

各申請区分に必要なとなる「**確認書類**」は、以下のとおりです(法定書類は、前項参照)。

申請及び届出事項		法人			個人	
		①譲渡及び譲受け	②合併	③分割	④譲渡及び譲受け	⑤相続人
提出資料	○・・・必須提出書類					
常勤役員等	I 現在の常勤性を証明する書類 事業所名の記載がある健康保険被保険者証(両面写) ※健康保険被保険者証に事業所名の記載がない場合は、以下の追加資料が必要になります。(いずれか一点) ▽「健康保険・厚生年金被保険者標準決定通知書(写)」、「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写)」、「健康保険組合からの資格証明書(発行後3ヶ月以内)」、「所属企業発行の雇用証明書(雇用年月日、雇用条件(雇用期間、就業条件、就業場所、社会保険加入状況、雇用保険適用の状況、退職に関する事項)が記載されていること)」等 ▽後期高齢者:「雇用契約書(写)」、「住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)(写)」等 ▽役員:「税務署の受付印のある「確定申告書(表紙及び役員報酬明細)(写)」、就任依頼書・承諾書等 ※健康保険被保険者証を提出する場合、被保険者等記号・番号部分をマスキングしてください。			○		
	II 常勤役員等の経験を確認する書類 … ①及び②の両方を提出 イ) 法人の役員としての経験の場合 ① 経験を積んだ会社の経験期間分の登記事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖登記簿謄本等(写) ② 経験期間分の建設業許可通知書(写) ロ) 令3条に規定する使用人としての経験の場合 ① 就任・退任時の許可申請・変更届出書(写)等 ② 当該営業所が建設業法上の営業所として確認できる許可申請・変更届出書(写)等			○		
営業所技術者等	I 現在の常勤性を証明する書類 … (1)を提出 (1) 事業所名の記載がある健康保険被保険者証(両面写) ※常勤役員等と同様。			○		
	II 実務経験を証明する書類(技術者要件が実務経験の場合のみ) … (2)及び(3)の両方を提出 (2) 実務経験の内容を確認する資料 イ) 実務経験証明書(様式第九号)を提出する場合 ・ 経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請書 ※工事請負契約書、注文書・請書は、業種内容及び工期がわかるものが必要になります。 ロ) 指導監督の実務経験証明書(様式第十号)を提出する場合 ・ 証明書の実務経験の内容欄に記載した工事すべての工事請負契約書又は注文書・請書 ※証明書に記載した内容(発注者・金額・内容・経験年数)が確認できない場合は、経験として認められません。 (3) 実務経験証明期間(使用された期間)の常勤性を証明する資料 … 以下のいずれか一点 イ) 健康保険被保険者証(写) (事業所名と資格取得日が記載されているもので、経験を積んだ会社(証明会社)に引き続き在職の場合に限る) ※健康保険被保険者証の資格取得日が、「使用された期間」と一致していない場合は、ロ)が必要になります。 ロ) 厚生年金被保険者記録照会回答票(写) ※該当する事業所名が記載されていること。			○	(実務経験の場合のみ)	
社会保険の加入状況	I 健康保険等の加入状況に関する確認資料 … (1)及び(2)の両方を提出 (1) 健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料 … 以下のいずれか一点 イ) 健康保険及び厚生年金保険の納入に係る領収証書(写) ※領収印が押印されたものであること。 ロ) 健康保険及び厚生年金保険料の納入証明書(写) ※いずれも、申請の受付日前直近のものであること。 (2) 雇用保険の加入状況を証明する資料 … 以下の二点 イ) 労働保険概算・確定保険料申告書(写) ロ) イ)により申告した保険料の納入に係る領収済通知書(写) ※領収印が押印されたものであること。 ※いずれも、申請の受付日前直近のものであること。 ※労働保険事務組合に委託している場合は、組合からの「納入通知書」(写)及び「領収書」(写)を提出			○		
	I 営業所に関する確認資料(主たる営業所も含む。) (1) 営業所の実態を確認する資料 営業所の写真(以下の4点) ※概ね3ヶ月以内に撮影したもの ・ 営業所の外部 … ①建物の全景、②営業所の名称を明記した営業所の入口部分 ・ 営業所の内部 … ③主な執務室の状況が確認できる程度のもの ・ 建設業の許可票 … ④記載内容が確認できるもの ※自己所有又は賃貸借等の別を記載すること(写真台紙の例を参照)			○		

※申請内容の確認のために、上記以外の資料の追加提出を求めることがあります。

【5. 許可取得後の手続き(変更届・決算変更届の提出等)】

○許可を受けた後、下表に該当する変更事項があった場合、建設業法第11条及び第12条の規定により変更届出書・廃業届等を届出期間内に提出する必要があります。

○提出をしない場合、建設業法第50条の規定による罰則があります。また、必要な届出がされないと許可申請の手続きを行うことができない場合がありますのでご注意ください。

▽必要書類及び添付書類で、発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください(修業(卒業)証明書は除く)。

▽健康保険被保険者証を提出する場合、被保険者等記号・番号部分をマスキングしてください。

※届出にあたっては、【3. 許可申請の手続きについて】(2) 許可申請書類等の注意書きも参照してください。

(1) 変更届

No	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
1. 名称・所在地等の変更			
①	商号又は名称	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎登記事項証明書	30日以内
②	代表者(申請者)	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎登記事項証明書(※商業登記の変更を伴う場合のみ) ※常勤役員等も変更したときは3. ①参照	30日以内
③	資本金額	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎登記事項証明書(※商業登記の変更を伴う場合のみ) ◎株主(出資者)調書(様式第14号)	30日以内
2. 営業所・業種・営業所技術者等の変更			
①	営業所を新設したとき	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面及び第2面) ◎登記事項証明書(※商業登記の変更を伴う場合のみ) ※4. ③(令第3条使用人の就任)及び2. ⑥(営業所技術者等の追加・変更)に係る届出も同時に提出。 ※5. ①(健康保険等の加入状況の変更届出)も同時に提出 ◎営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近、営業所の内部および建設業許可標識を写したもの)	30日以内
②	営業所の所在地・電話番号・郵便番号	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面及び第2面) ◎登記事項証明書(※商業登記の変更を伴う場合のみ) ◎営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近、営業所の内部および建設業許可標識を写したもの)(所在地変更の場合)	30日以内
③	従たる営業所の名称	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面及び第2面) ※従たる営業所の名称変更の場合、第二面 区分4(旧営業所の廃止)及び第二面 区分3(新営業所の追加)としての取扱となりますので、変更届出書(第二面)は計2枚必要です。 ◎登記事項証明書(※商業登記の変更を伴う場合のみ) ※5. ①(健康保険等の加入状況の変更届出)も同時に提出	30日以内
④	主(従)たる営業所の業種の追加又は廃止 ※既存の許可業種内での変更	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面及び第2面) ※2. ⑥(営業所技術者等の追加・変更)に係る届出も同時に提出。	30日以内
⑤	従たる営業所の廃止	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面及び第2面) ※4. ③(令第3条使用人の退任)及び2. ⑥(営業所技術者等の変更・削除)に係る届出も同時に提出。 ※5. ①(健康保険等の加入状況の変更届出)も同時に提出	30日以内
⑥	営業所技術者等の追加・変更	◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎営業所技術者等一覧表(様式第1号別紙4) ◎営業所技術者等証明書(新規・変更)(様式第8号) ◎新たな営業所技術者等の技術資格に関する書面(技術検定合格証明書等) ◎健康保険証(両面)(写)、または「所属企業発行の雇用証明書(雇用年月日、雇用条件(雇用期間、就業条件、就業場所、社会保険加入状況、雇用保険適用の状況、退職に関する事項)が記載されていること)」等 ※営業所技術者等については、場合により ◎実務経験証明書(様式第9号) ◎指導監督的実務経験証明書(様式第10号)(特定の場合) ◎監理技術者資格者証の写し ◎営業所技術者等の実務経験を確認する資料(実務経験の場合)・確認資料参照	2週間以内
⑦	建設業の廃業	◎様式第22号の4 廃業届 ※ある業種について一部の営業所でのみ廃止した場合は、建設業の種類の変更について届出(2. ④参照)となる。	30日以内

No	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
3. 常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更			
①	常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更	<ul style="list-style-type: none"> ◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎役員等の一覧表(様式第1号別紙1) ◎様式第7号 経營業務の管理責任者証明書 ◎様式第7号の2 常勤役員等及び補佐する者の証明書 ◎様式第7号別紙 経營業務の管理責任者の略歴書 ◎様式第7号の2別紙一 常勤役員等の略歴書 ◎様式第7号の2別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ◎健康保険証(両面)(写)、または「所属企業発行の雇用証明書(雇用年月日、雇用条件(雇用期間、就業条件、就業場所、社会保険加入状況、雇用保険適用の状況、退職に関する事項)が記載されていること)」等 ◎経營業務の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等)・・確認資料参照 <p>※代表者も変更した場合は1. ②参照</p>	2週間以内
4. 役員等・令3条使用人の変更			
①	役員等の就任	<ul style="list-style-type: none"> ◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎役員等の一覧表(様式第1号別紙1) ◎登記事項証明書 ◎誓約書(様式第6号) ◎役員等の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ◎登記されていないことの証明書(P16注5を参照) ◎市区町村の長の証明書(身分証明書)(P16注6を参照) <p>※登記事項証明書は、変更がない場合は省略可。 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出してください。</p>	30日以内
②	役員等の退(辞)任	<ul style="list-style-type: none"> ◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎役員等の一覧表(様式第1号別紙1) ◎登記事項証明書 <p>※登記事項証明書は、変更がない場合は省略可。 ※退(辞)任する役員が、経營業務の管理責任者や営業所技術者等の場合は、3. ①(経營業務の管理責任者)や2. ⑥(営業所技術者等)に係る届出も同時に提出。 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出してください。</p>	30日以内
③	建設業法施行令第3条に規定する使用人の追加・変更	<ul style="list-style-type: none"> ◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎誓約書(様式第6号) ◎令3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ◎建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ◎登記されていないことの証明書(P16注5を参照) ◎市区町村の長の証明書(身分証明書)(P16注6を参照) 	2週間以内
5. 健康保険等の加入状況の変更			
①	健康保険等の加入状況の変更(変更が従業員数のみである場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◎様式第22号の2 変更届出書(第1面) ◎健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ◎健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書(写)又は納入証明書(写)※領収印が押印されたもの ◎労働保険概算・確定保険料申告書(写)、領収済通知書(写)※領収印が押印されたもの(労働保険事務組合からの納入通知書(写)及び領収書(写)でも可) 	2週間以内
6. その他の変更			
①	定款の変更	◎定款	事業年度経過後4ヶ月以内
②	健康保険等の加入状況の変更	◎健康保険等の加入状況(様式第7号の3)※変更が従業員数のみである場合に限る	

次ページへつづく

(2) 決算変更届・・・事業年度が終了するごとに届出を行う必要があります。

No	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
1. 決算報告			
①	決算報告	◎変更届出書（建設業許可事務ガイドラインで定める 別紙8様式） ◎工事経歴書（様式第2号） ◎直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号） ◎使用人数（様式第4号）（※使用人数に変更がない場合は不要） ◎貸借対照表（様式第15号） ◎損益計算書（様式第16号） ◎株主資本等変動計算書（様式第17号） ◎注記表（様式第17号の2） ◎事業報告書（任意様式） ◎附属明細表（様式第17号の3）（※資本金1億円超または負債合計200億円以上の場合のみ） ◎法人税の納税証明書（その1・納税額等証明用）	事業年度 経過後 4ヶ月以 内

(3) 届出の方法

変更等の届出は、許可申請の方法と同じく、北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係へ提出してください。審査に際して、届出内容に対して照会を行うことがあります。届出に対する許可行政庁からの通知等はございません（廃業届は除く）。

○提出先 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係

○提出方法：原則郵送

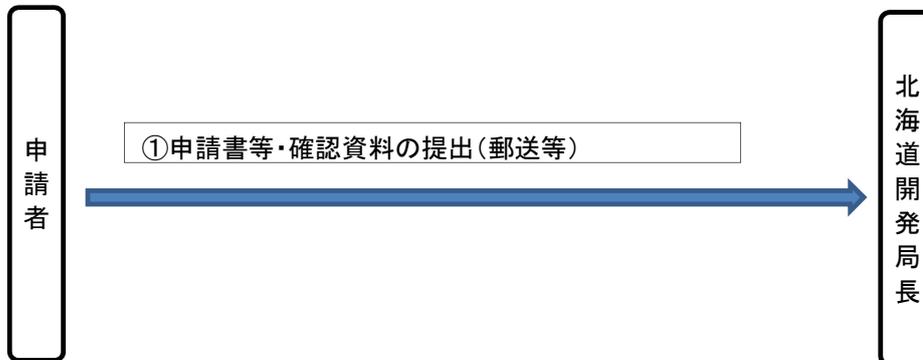
○提出部数：正本 1部

副本に受理印が必要な場合は、押印を希望する申請書等の写し（頭紙）1枚と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○代理人からの届出について（電子申請システムを含む）

届出書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、届出者名に加え、当該代理人の氏名も併記してください。

なお、この場合、届出書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写し、又はその他権限を有することを証する書面を添付してください。



※届出期間を過ぎてから届出することがないように十分ご注意願います。

※届出後に要件不足が発覚した場合や誤った届出をした場合は、「お問い合わせ先」まで速やかにご連絡ください。

※令和5年1月より、電子申請システムの運用が開始されています。

申請者等が電子申請システムを使用して届出・申請をする場合には、届出・申請書類は、電子申請システム上に入力し、又は電子申請システム上においてPDFファイル等を添付し提出することとなります。

※電子申請システムについては、下記URLをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



事実と異なる内容の申請・届出を行った場合や、変更の事実が生じたにもかかわらず届出をしない場合は許可の取消などの監督処分や罰則（懲役又は罰金）の対象となる可能性があります。必ず責任者へ確認のうえ、提出してください。

(4) 標識の掲示について

○建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見易い場所に「標識」を掲示しなければなりません（建設業法第40条）。なお、建設業を営む者は、当該建設業について、建設業の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはいけません（建設業法第40条の2）。

(1) 店舗に掲げる標識（施行規則第25条関係 様式第28号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以上

35cm以上

〈記載要領〉

「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

ここに入る数字及び許可年月日は更新するたびに変わります。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識（施行規則第25条関係 様式第29号）

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業 又 特定建設業 の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号
許可年月日	

35cm以上

25cm以上

〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、非専任（監理技術者を補佐する者を配置）と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

【6. その他】

(1) 許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、北海道内に主たる営業所がある建設業者に限り、北海道開発局にて「許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

【1】申請方法

申請書類を北海道開発局 事業振興部 建設産業課 建設業係に郵送してください。

申請は随時受け付けていますが、「許可証明書」の即日発行は行っておりませんのでご了承ください。

【2】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

①許可証明願（下記の見本を参考にA4サイズで1部作成してください。）

②許可通知書の写し 2部

現在の代表者が許可通知書記載と異なる場合は、許可通知書の写しの代表者名の前に（旧）と書き、その下に現在の代表者名を頭に（新）と付した上で記入してください。

③返信用封筒（かならず返信用の切手を貼付、宛先を記入したもの）

④更新中であることがわかる資料：更新申請後、申請に対する処分がされておらず、従前の許可の有効期間が満了している場合は、更新の許可申請書の写しに受付印が押印されたものの写し（別表等は不要）を提出してください。

【3】その他

即日発行は出来ません。発行には数日かかりますので、余裕を持って申請してください。

【4】提出先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発 事業振興部 建設産業課 建設業係

見本	提出日	年	月	日
北海道開発局事業振興部長 殿				
申請者	主たる営業所の所在地			
	商 号			
	代表者名	代表印		
建設業許可証明願				
〇〇〇〇のため、当社が許可を有していることを証明願います。				

【提出日】

提出日を記入してください。

【主たる営業所の所在地、商号、代表社名】

届出している最新の情報を記入してください。

【代表印】

代表者印は不要です。

(2) 申請書類等の閲覧

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、北海道内に主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、北海道開発局で閲覧することができます。なお、廃業した業者の提出書類の閲覧はできません。

【1】 閲覧場所

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発局 事業振興部 建設産業課

【2】 閲覧時間

閲覧申請受付時間 9時30分から12時00分まで
13時00分から16時30分まで
閲覧所の定期休日 土・日・祝祭日、年末12月28日から年始1月3日

【3】 閲覧手続き

閲覧を希望される方は、事前にお電話にて予約の上、御来庁願います。
御来庁の際は、備付けの閲覧申請書に必要事項を記入の上、受付に提出してください。

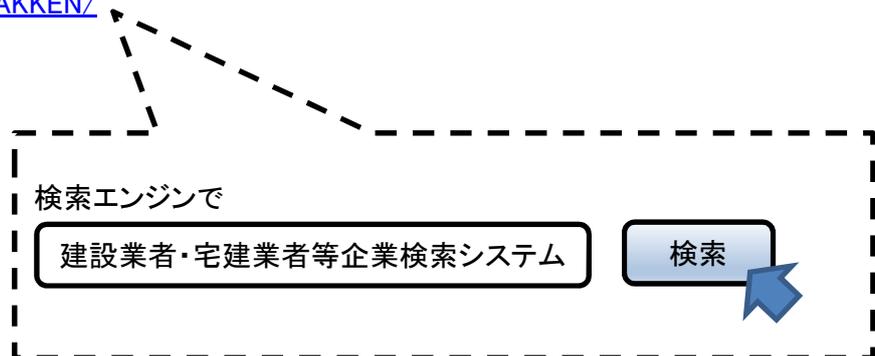
【4】 その他

閲覧書類を閲覧所の外に持ち出すことはできません。また、コピー、写真撮影はできません。

【5】 インターネットを利用した閲覧

国土交通大臣許可業者の業者情報に関してはインターネットからの閲覧が可能です（一部の情報に限ります）。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>



(3) 参考法令・通達等

参考法令・通達は以下のとおりです。

- 建設業法 昭和24年 5月24日法律第100号
e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000100>
- 建設業法施行令 昭和31年 8月29日政令第273号
e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/331CO0000000273>
- 建設業法施行規則 昭和24年 7月28日建設省令第14号
e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/324M50004000014>
- 建設業許可事務ガイドラインについて 平成13年 4月 3日国総建第97号
国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001860019.pdf>
- 国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について
平成13年 4月 3日国総建第99号
国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001445529.pdf>

(4) 個人情報の取扱いについて

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法第27条の23第1項に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
(公共工事の発注者支援データベース・システムにより提供するものを含まず。)
5. 個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定による次の利用又は提供
 - ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ・国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき

【7. 資料】

別紙① 業種区分一覧表

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスタ一、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおりである。 ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、 コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は次のとおりである。 ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、 厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、配置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事の内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレーブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み」(張り)工事間の区分の考え方は次のとおりである。 ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。 ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリート積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内装外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又は、はり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、 소화設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事 (※)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※解体工事業について

建設業法等の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、解体工事業が新設されました。（平成28年6月1日施行）
概要は以下のとおりです。法改正に伴い、建設業許可事務ガイドライン（国土交通本省HPに掲載）も併せてご確認をお願いします。

(1) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	解体工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事（以下略）	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立工事（以下略）	現行のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式や建築一式工事に該当する。

	解体を伴う新設		解体のみ	
平成28年5月31日以前	各専門工事で作ったもの 例) 信号機を解体して同じものを作る	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例) ビル、一戸建住宅を壊して新築を作る	各専門工事で作ったもの 例) 信号機を解体して更地にする	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例) ビル、一戸建て住宅を壊して更地にする
平成28年6月1日以降	各専門工事で施工	土木一式工事・建築一式工事で施工	各専門工事で施工 例) 電気工事業	解体工事で施工

※技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

[登録解体工事講習とは…解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。]

※実務経験での技術者の方（法第7条第2号イまたはロ、法第15条第2号ハ該当の方）は他工事業種同様、指定学科卒業後一定の解体工事実務経験年数をもって技術者となりえます。平成28年5月31日までにとび・土工工事業にて行っていた解体工事実務経験についても経験年数としてカウントする事が可能です。（詳細は建設業許可事務ガイドラインをご参照ください）

《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

※解体工事業における技術者の要件については、別紙② 有資格コード一覧をご参照ください。

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7*」…法第7条第2号八該当（国家資格取得者等+実務経験3年） 「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）（注1）	11	1級建設機械施工管理技士	7			7							7																			
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7							7																			
	13	1級土木施工管理技士	7		7*	7	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		
	1H	1級土木施工管理技士補			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		
	14	2級土木施工管理技士	種別	土	木	7		7o																								
	1J	2級土木施工管理技士補		土	木	7o																										
	15	2級土木施工管理技士		鋼	構	造	物	塗	装	7o																						
	1K	2級土木施工管理技士補		鋼	構	造	物	塗	装	7o																						
	16	2級土木施工管理技士		薬	液	注	入	7o																								
	1L	2級土木施工管理技士補		薬	液	注	入	7o																								
	20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	2C	1級建築施工管理技士補			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建	築	7	7o																									
	22			軀	体	7	7o																									
	23			仕	上	げ	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	2D	2級建築施工管理技士補			7o																											
	27	1級電気工事施工管理技士							7												7*										7*	
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			7*										7*	
	28	2級電気工事施工管理技士							7												7o										7o	
	2F	2級電気工事施工管理技士補																			7o										7o	
	29	1級管工事施工管理技士							7		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	2G	1級管工事施工管理技士補									7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	30	2級管工事施工管理技士							7		7o																					
	3A	2級管工事施工管理技士補									7o																					
	31	1級電気通信工事施工管理技士																						7								
	32	2級電気通信工事施工管理技士																						7								
	33	1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	3D	1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	
	34	2級造園施工管理技士				7o																										
	3E	2級造園施工管理技士補				7o																										
建築士法	37	1級建築士	7	7			7			7	7									7												
	38	2級建築士	7	7			7			7										7												
	39	木造建築士	7																													
技術士法（技術士試験）（注1）	41	建設・総合技術監理（建設）	7			7			7				7	7									7							7		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7			7				7	7										7						7		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																										
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7														7									
	45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7													7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								7																				7		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								7																7					7	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7																										
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																												7		
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																							7			
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																															
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																												7			
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																												7	7		

			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電気工事士法	55	第1種電気工事士								7																						
	56	第2種電気工事士								7																						
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）								7																						
	59	電気通信主任技術者																						7								
電気通信事業法	35	工事担任者（注13）																						7								
	65	給水装置工事主任技術者								7																						
水道法	68	甲種 消防設備士																												7		
	69	乙種 消防設備士																												7		
職業能力開発促進法（技能検定）	71	建築大工		7																												
	64	型枠施工		7	7																											
	72	左官			7																											
	57	とび・とび工（注1）				7																								7		
	73	コンクリート圧送施工				7																										
	66	ウェルポイント施工				7																										
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									7																					
	75	給排水衛生設備配管									7																					
	76	配管（注2）・配管工									7																					
	70	建築板金「ダクト板金作業」							7	7								7														
	77	タイル張り・タイル張り工												7																		
	78	築炉・築炉工・れんが積み											7																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				7					7																					
	80	石工・石材施工・石積み				7																										
	81	鉄工（注3）・製罐 <small>せいがん</small>											7																			
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）												7																		
	83	工場板金																			7											
	84	板金・建築板金・板金工（注5）							7										7													
	85	板金・板金工・打出し板金																		7												
	86	かわらぶき・スレート施工							7																							
	87	ガラス施工																				7										
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																				7										
	89	建築塗装・建築塗装工																				7										
	90	金属塗装・金属塗装工																				7										
	91	噴霧塗装																				7										
	67	路面標示施工																				7										
	92	畳製作・畳工																					7									
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																					7									
94	熱絶縁施工																						7									
95	建具製作・建具工・木工（注6）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													7		
96	造園																									7						
97	防水施工																				7											
98	さく井																											7				
職業能力開発促進法（技能検定）	61	地すべり防止工事（注7）				7																										
	40	基礎くい工事（注8）				7																										
	62	建築設備士（注9）								7	7																					
	63	計装（注10）								7	7																					
	60	解体工事（注11）																														7

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8#」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

		特定建設業指定7業種																											
コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9											9																
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）												8																
13	1級土木施工管理技士	9		8#	9	9	8#		8	9	8#	9	9		9	8#		8#		8		9		8#	9	8#	9		
1H	1級土木施工管理技士補			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#
14	2級土木施工管理技士			8o	8	8	8o		8o	8o	8	8	8o	8	8o														
1J	2級土木施工管理技士補			8o	8o	8o	8o		8o																				
15	2級土木施工管理技士			8o	8o	8o	8o		8o																				
1K	2級土木施工管理技士補			8o	8o	8o	8o		8o																				
16	2級土木施工管理技士			8o	8	8o	8o		8o																				
1L	2級土木施工管理技士補			8o	8o	8o	8o		8o																				
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
21	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
22	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
23	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2D	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
27	1級電気工事施工管理技士							9												8#								8#	
2E	1級電気工事施工管理技士補																			8#								8#	
28	2級電気工事施工管理技士																			8#								8#	
2F	2級電気工事施工管理技士補																			8#								8#	
29	1級管工事施工管理技士							9		8#	8#	8#		8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	
2G	1級管工事施工管理技士補									8#	8#	8#		8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	
30	2級管工事施工管理技士									8o	8o	8o		8o	8o	8o		8o											
3A	2級管工事施工管理技士補									8o	8o	8o		8o	8o	8o		8o											
31	1級電気通信工事施工管理技士																					9							
32	2級電気通信工事施工管理技士																					8							
33	1級造園施工管理技士			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	9	8#	8#	8#	8#	8#	
3D	1級造園施工管理技士補			8#	8#	8#	8#		8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	8#	
34	2級造園施工管理技士			8o	8o	8o	8o		8o																				
3E	2級造園施工管理技士補			8o	8o	8o	8o		8o																				
37	1級建築士	9	9			9		9	9											8									
38	2級建築士			8		8		8												8									
39	木造建築士			8																									
41	建設・総合技術監理（建設）	9			9		9					9	9										9					9	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9		9			9		9	9										9					9	
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																								
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9															9							
45	機械・総合技術監理（機械）																					9							
46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							9														9							
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																				
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9															9			9		
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9								9																
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						9						
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																		9						
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																		9		
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																		9	9	

			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																																
	56	第2種電気工事士																																
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																																
	59	電気通信主任技術者																							8									
電気通信事業法	35	工事担任者（注13）																							8									
	65	給水装置工事主任技術者																																
水道法	68	甲種 消防設備士																														8		
	69	乙種 消防設備士																														8		
消 防 法	71	建築大工			8																													
	64	型枠施工			8	8																												
職業能力開発促進法（技能検定）	72	左官				8																												
	57	とび・とび工（注1）					8																									8		
	73	コンクリート圧送施工					8																											
	66	ウェルポイント施工					8																											
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																																
	75	給排水衛生設備配管																																
	76	配管（注2）・配管工																																
	70	建築板金「ダクト板金作業」					8											8																
	77	タイル張り・タイル張り工											8																					
	78	築炉・築炉工・れんが積み											8																					
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8					8																						
	80	石工・石材施工・石積み					8																											
	81	鉄工（注3）・製錬																																
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）													8																			
	83	工場板金																		8														
	84	板金・建築板金・板金工（注5）							8											8														
	85	板金・板金工・打出し板金																			8													
	86	かわらぶき・スレート施工						8																										
	87	ガラス施工																			8													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																				8												
	89	建築塗装・建築塗装工																				8												
	90	金属塗装・金属塗装工																				8												
	91	噴霧塗装																				8												
	※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	67	路面標示施工																		8													
		92	畳製作・畳工																				8											
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																					8										
		94	熱絶縁施工																						8									
		95	建具製作・建具工・木工（注6）・カーテンウォール施工・サッシ施工																								8							
96		造園																																
97		防水施工																					8											
98		さく井																															8	
職業能力開発促進法（技能検定）		61	地すべり防止工事（注7）					8																									8	
		40	基礎ぐい工事（注8）					8																										
	62	建築設備士（注9）																																
	63	計装（注10）																																
	60	解体工事（注11）																															8	

別紙③指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 清掃施設工事業 水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙④一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築一式工事及び大工工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事及び内装仕上工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工事業	1. 土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築一式工事及び屋根工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木一式工事及びしゅんせつ工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築一式工事及びガラス工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築一式工事及び防水工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築一式工事及び内装仕上工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事及び内装仕上工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築一式工事及び熱絶縁工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木一式工事及び水道施設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木一式工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築一式工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工・コンクリート工事及び解体工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

建設業許可申請関係書面の記載例

(北海道開発局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

建設業許可申請関係書面の記載例(法定書類)

記載例目次

様式第一号	建設業許可申請書	53	様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更) [新規・許可換え新規]	96
別紙一	役員等の一覧表	56	様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更) [般特新規]	97
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	57	様式第八号	営業所技術者等証明書(新規・変更) [業種追加]	98
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	59	様式第九号	実務経験証明書	101
別紙三	収入印紙等貼付台紙	60	様式第十号	指導監督的実務経験証明書	102
別紙四	営業所技術者等一覧表	61	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	103
様式第二号	工事経歴書	63	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	104
別紙	工事経歴書の記載フロー	66	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、 生年月日等に関する調書	105
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工 金額	67	様式第十四号	株主(出資者)調書	106
様式第四号	使用人数	68	様式第十五号	貸借対照表	107
様式第六号	誓約書	69	様式第十六号	損益計算書	112
様式第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等) 証明書	70	様式第十七号	株主資本等変動計算書	115
様式第七号 別紙	常勤役員等の略歴書	72	様式第一七号の二	注記表	119
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第一面)(第7条第1号口 (1)該当)	73	様式第一七号の三	附属明細表	128
様式第七号の二 別紙一	常勤役員等の略歴書(第7条第1号口(1) 該当)	74	様式第二十号	営業の沿革	133
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第二面)(第7条第1号口 (1)該当)	75	様式第二十号の二	所属建設業者団体	134
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第三面)(第7条第1号口 (1)該当)	76	様式第二十号の三	主要取引金融機関名	135
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第四面)(第7条第1号口 (1)該当)	77	様式第二十二号の二	変更届出書(各種届出事項記載例)	136
様式第七号の二 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 (第7条第1号口(1)該当)	80	様式第二十二号の三	届出書	141
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第一面)①(第7条第1号口 (2)該当)	81	様式第二十二号の四	廃業届	143
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第一面)②(第7条第1号口 (2)該当)	82	様式第二十二号の五	譲渡・譲受 認可申請書	145
様式第七号の二 別紙一	常勤役員等の略歴書(第7条第1号口(2) 該当)	83	様式第二十二号の六	誓約書(相続以外)	149
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第二面)(第7条第1号口 (2)該当)	84	様式第二十二号の七	合併 認可申請書	150
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第三面)(第7条第1号口 (2)該当)	85	様式第二十二号の八	分割 認可申請書	154
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補 佐する者の証明書(第四面)(第7条第1号口 (2)該当)	86	様式第二十二号の九	譲渡人等の届出	158
様式第七号の二 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 (第7条第1号口(2)該当)	89	様式第二十二号の十	相続人・被相続人 認可申請書	160
別紙6.6-1~3 ※許可事務ガイドライン様式	経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて 経營業務を補佐した経験の認定に関する調書 外	90	様式第二十二号の十一	誓約書(相続)	163
様式第七号の三	健康保険等の加入状況	94	様式第二十二号の十二	相続人・被相続人の届出	164
			写真台紙		165

000001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 2 年 4 月 1 日

不要な文字は消すこと。

・「主たる営業所」が本社と異なる場合は登記上・事実上住所を並記。
・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1
(事実上) 北海道札幌市北区北8条西2丁目
株式会社 開発建設
代表取締役 開発 太郎

申請者

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番 3 0 1	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 5 10 号	令和 11 年 13 月 15 日
申請の区分	0 2	(1.新 規 4.業 種 追 加 7.般 ・ 特 新 規 + 更 新 2.許 可 換 え 新 規 5.更 新 8.業 種 追 加 + 更 新 3.般 ・ 特 新 規 6.般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加 9.般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新)	許可の有効 期間の調整 4 (1. す る) (2. し な い)
申請年月日	0 3	令和 3 年 5 月 7 日	

(注)申請者は太枠内は記入しないこと。

今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新の申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入。

許可を受けようとする建設業	0 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一 般) (2. 特 定)
申請時において既に許可を受けている建設業	0 5	2 2 2 2 1 2	
商号又は名称のフリガナ	0 6	カ イ ハ ツ ケ ン セ ツ	一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入。 ・項番04は今回の許可申請により、許可を受けようとする建設業について記入。 ・項番05は現在、国土交通大臣の許可を受けている業種について記入。(新規・許可換え新規の場合は記入しない)
法人の種類	0 7	(株) 開 発 建 設	法人の種類は略字で記入 株式会社→(株) 特例有限会社→(有) 合資会社→(資) 合名会社→(名)
商号又は名称	0 7	(株) 開 発 建 設	濁点、半濁点を有する文字は一文字
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8	カ イ ハ ツ タ ロ ウ	
代表者又は個人の氏名	0 9	開 発 太 郎	支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 0	0 1 1 0 2	都道府県名 北海道 市区町村名 札幌市北区
主たる営業所の	1 1	北 8 条 西 2	項番10に続く住所を記入。「丁目」、「番」及び「号」については「-」ハイフンを用いて記入する。
郵便番号	1 2	0 6 0 - 8 5 1 1	局番との間は「-」ハイフンで縦書き左詰めで記入する。

法人の種類は略字で記入

法人の種類は略字で記入
株式会社→(株)
特例有限会社→(有)
合資会社→(資)
合名会社→(名)

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

総務省編「全国地方公共団体コード」により、該当コードの上5桁を記入する。(インターネットで検索できます。)

申請時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

法人番号は13桁全て記入する。

法人又は個人の別	1 3	1 (1. 法人) 2 (2. 個人)	資本金額又は出資総額 (千円)	1 2 3 4 5 6	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
兼業の有無	1 4	1 (1. 有) 2 (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類	宅地建物取引業		
経営業務の管理責任者の氏名		開発 太郎	兼業がある場合は、「1」と記入し、その兼業内容を記入する。			

許可換えの区分	1 5	(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)	旧許可年月日
旧許可番号	1 6	大臣 知事 許可 (一般-) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日	

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等 建設産業課 氏名 開発 一郎 電話番号 011-709-2311

ファックス番号 011-738-0235

本申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する。

様式第一号

記載要領

- 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 太線の枠内には記入しないこと。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設 (有) B建設 (有) □□

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については（ハイフン）を用いて、例えば震 込 関 2 □ 1 □ 1 3 □ のように記入すること。
- 12「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ（ハイフン）で区切り、例えば0 3 □ 5 2 5 3 □ 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。
- 13「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

様式第一号

16 ①⑤「許可換えの区分」の欄並びに①⑥「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

役員等の一覧表

令和 2 年 4 月 1 日

役員等の氏名及び役名等			
フリガナ	氏名	役名等	常勤・非常勤の別
カイハツ開発	タロウ 太郎	代表取締役	常勤
カイハツ開発	イチロウ 一郎	取締役	非常勤
カイハツ開発	ジロウ 次郎	取締役	常勤
カイハツ開発	サブロウ 三郎	取締役	常勤
カイハツ開発	シロウ 四郎	顧問	非常勤
カイハツ開発	ゴロウ 五郎	株主等	—
・フリガナを必ずつける。 ・登記事項証明書(商業登記簿)に記載されている字で記入する。		本様式に記載した内容は、様式第十二号の記載内容と一致します。	
取締役等に準ずる者として、常勤役員等の個別認定を受けた者も記載が必要となります。			
<p>記載方法</p> <p>1 「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。 「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は、本欄の役員には含まれません。 また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。)について記載して下さい。 この他、役職如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載して下さい。</p> <p>2 「常勤の役員」とは、原則として、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中その職務に従事している者が該当します。</p>			

「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

・フリガナを必ずつける。
 ・登記事項証明書(商業登記簿)に記載されている字で記入する。

本様式に記載した内容は、様式第十二号の記載内容と一致します。

取締役等に準ずる者として、常勤役員等の個別認定を受けた者も記載が必要となります。

記載方法

1 「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。
 「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は、本欄の役員には含まれません。
 また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。)について記載して下さい。
 この他、役職如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載して下さい。

2 「常勤の役員」とは、原則として、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中その職務に従事している者が該当します。

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

様式第一号別紙二（1）

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については（ハイフン）を用いて、例えば震 2 1 のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ（ハイフン）で区切り、例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業																																																																			
			特定	一般																																																																		
営 主 業 た る 所	本店	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2 011-709-2311	土、と	管																																																																		
従 た る 営 業 所	東京営業所	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 03-5253-8111	土、と																																																																			
	主たる営業所以外でも今回更新対象となる営業所をすべて記入する。		・今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記入する。 ・下記表の（）内に示された略号を使用し記入する。																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th>略号</th> <th>建設業の種類</th> <th>略号</th> <th>建設業の種類</th> <th>略号</th> <th>建設業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(土)</td><td>土木工事業</td><td>(鋼)</td><td>鋼構造物工事業</td><td>(絶)</td><td>熱絶縁工事業</td></tr> <tr><td>(建)</td><td>建築工事業</td><td>(筋)</td><td>鉄筋工事業</td><td>(通)</td><td>電気通信工事業</td></tr> <tr><td>(大)</td><td>大工工事業</td><td>(舗)</td><td>舗装工事業</td><td>(園)</td><td>造園工事業</td></tr> <tr><td>(左)</td><td>左官工事業</td><td>(しゆ)</td><td>しゆんせつ工事業</td><td>(井)</td><td>さく井工事業</td></tr> <tr><td>(と)</td><td>とび・土工工事業</td><td>(板)</td><td>板金工事業</td><td>(具)</td><td>建具工事業</td></tr> <tr><td>(石)</td><td>石工事業</td><td>(ガ)</td><td>ガラス工事業</td><td>(水)</td><td>水道施設工事業</td></tr> <tr><td>(屋)</td><td>屋根工事業</td><td>(塗)</td><td>塗装工事業</td><td>(消)</td><td>消防施設工事業</td></tr> <tr><td>(電)</td><td>電気工事業</td><td>(防)</td><td>防水工事業</td><td>(清)</td><td>清掃施設工事業</td></tr> <tr><td>(管)</td><td>管工事業</td><td>(内)</td><td>内装仕上工事業</td><td>(解)</td><td>解体工事業</td></tr> <tr><td>(タ)</td><td>タイル・れんが・ブロック工事業</td><td>(機)</td><td>機械器具設置工事業</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業	(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業	(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業	(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業	(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業	(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業	(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業	(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業	(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業	(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業		
	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類																																																																
	(土)	土木工事業	(鋼)	鋼構造物工事業	(絶)	熱絶縁工事業																																																																
	(建)	建築工事業	(筋)	鉄筋工事業	(通)	電気通信工事業																																																																
	(大)	大工工事業	(舗)	舗装工事業	(園)	造園工事業																																																																
	(左)	左官工事業	(しゆ)	しゆんせつ工事業	(井)	さく井工事業																																																																
	(と)	とび・土工工事業	(板)	板金工事業	(具)	建具工事業																																																																
	(石)	石工事業	(ガ)	ガラス工事業	(水)	水道施設工事業																																																																
(屋)	屋根工事業	(塗)	塗装工事業	(消)	消防施設工事業																																																																	
(電)	電気工事業	(防)	防水工事業	(清)	清掃施設工事業																																																																	
(管)	管工事業	(内)	内装仕上工事業	(解)	解体工事業																																																																	
(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	(機)	機械器具設置工事業																																																																			
記載方法 1 更新の申請のみを行う場合は、この様式を使用します。（別紙二（１）は使用しません。） 2 更新と同時に業種追加、般特新規の申請をする場合は、別紙二（１）も記載して下さい。 3 「従たる営業所」の欄には、主たる営業所以外の建設業を営む営業所をすべて記載します。																																																																						

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

・新規、許可換新規、般・特新規の許可申請については、登録免許税領収証書の原本を貼付して下さい。
・更新、業種追加の許可申請については、収入印紙を貼付して下さい。

・登録免許税の納入先は「札幌北税務署」です。札幌北税務署に直接納入いただくか、もしくは日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から札幌北税務署あてに納入して下さい。

・登録免許税の納入は許可申請者名で行います。代理人名では出来ませんので御注意ください。

※登録免許税の納付手続は、国庫金の受入を行う金融機関で可能です。取扱金融機関は日本銀行HPをご覧ください。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

※電子納付について
建設業許可・経営事項審査電子申請システムを使用して申請され、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により納入がされた場合には、本様式の提出は不要となります。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

営業所技術者等一覧表

令和 2 年 4 月 1 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	カイト 開発 イサヲ 一郎	土-9、と-9	13
〃	カイト 開発 ジロウ 二郎	管-7	30
東京営業所	カイト 開発 サブロウ 三郎	土-9、と-9	13
建設業許可申請書「別紙2(1)(2)」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所ごとに分けて記入する。	氏名は国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入する。 ・実務経験のみの場合は、住民票の氏名で記入する。	営業所技術者等となる業種について業種の略号と「-」に続けて、有資格コード一覧の建設業の種類コードを記入する。	有資格コード一覧の資格コードを記入する。
本様式は、営業所一覧表(様式第一号別紙二)に記載した営業所順に営業所技術者等の名を記載する。			
<p>記載方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この一覧表は、既に営業所技術者等証明書(様式第八号)による営業所技術者等の証明を行った建設業について作成します。 2 「建設工事の種類」の欄は、別紙二の「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事について、例えば、「土-9」のように、有資格コード一覧の分類に従い、該当する数字と業種の略号とを-(ハイフン)で結んで記載します。(有資格コード一覧参照) 3 「有資格区分」の欄については、有資格コード一覧により、資格コードを記入して下さい。 			

様式第一号別紙四

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

申請する業種ごとに作成する。

工事経歴書

(建設工事の種類) 工事 (税込 ・ 税抜)

該当するものに○を付ける。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所へ印を記載) 主任技術者 監理技術者		うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
A	元請		A工場の地盤改良工事	北海道札幌市	建設 太郎		71,500千円		令和 元年 6月	令和 元年 9月
B	下請		Bビルの基礎工事	北海道札幌市	建設 二郎	✓	45,300千円		令和 元年 9月	令和 元年 12月
C	〃		Cビル新築工事の外構工事	北海道札幌市	建設 三郎	✓	35,600千円		令和 元年	
D	〃		Dマンション耐震工事内の足場仮設工事	北海道札幌市	建設 四郎	✓	25,500千円		令和 元年 8月	令和 元年 11月
E	元請		E産業ビル外構工事	東京都品川区	建設 五郎	✓	17,800千円		令和 元年 7月	令和 元年 10月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

請け負った1つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を記入。

「元請」とは施工主から直接受注したもの。「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したものを。

共同企業体(JV)として行った工事については「JV」と記入。

工事請負契約書等から施工箇所と工事内容がわかるよう具体的に記入する。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を記入。(政令指定都市については都道府県名を省略可)

「配置技術者」は完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により、各工事に置かれた技術者の氏名を記載する。なお、配置技術者が施工中に変更になった場合は、下段に当該技術者の氏名を併記すること。

該当する技術者に「レ」を付す。

千円単位で記載。工事進行基準を採用している場合には、当該進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を上段に括弧書きで付記する。

・土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の工事経歴書を作成する場合において、以下の工事があるときに、略号に○を付し、工事ごとに該当する請負金額を記載する。
・「土木一式工事」→プレストレストコンクリート工事(PC)
・「とび・土工・コンクリート工事」→法面処理工事(法面処理)
・「鋼構造物工事」→鋼橋上部工事(鋼橋上部)

このページに記載した完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。

小計	5件	195,700千円	千円	うち 元請工事	89,300千円	千円
合計	46件	327,000千円	千円	うち 元請工事	99,400千円	千円

「小計」「合計」のうち元請工事の請負代金の額を記入。

業種ごとの最終ページに、業種ごとの完成工事の件数と請負代金の額の合計を記入。金額は様式第三号の「許可に係る建設工事の施工金額」の計と一致する。

記載方法

- 1 許可を申請しようとする建設工事の種類ごとに作成します。(事業年度終了時の決算変更届の場合は、届出時点で許可を取得している全ての業種について作成。)
- 2 申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成します。(未完成工事は、別葉で「未成工事」として作成が必要です。)
- 3 経営事項審査の申請を行う者については、別紙「工事経歴書の記載フロー」に基づき作成して下さい。
経営事項審査の申請を行わない者については、主な完成工事について、業種ごとに請負代金の額の大きい順に記載します。それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載します。
- 4 工事実績が無い場合は、「受注実績なし。」と記載して下さい。
- 5 業種追加、般特新規を申請する場合は、新たに許可を受けようとする業種について作成してください。(既に許可を有している業種については作成は不要です。)
- 6 「注文者」及び「工事名」の欄には、個人名は記載しないで下さい。(アルファベット表記等)

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

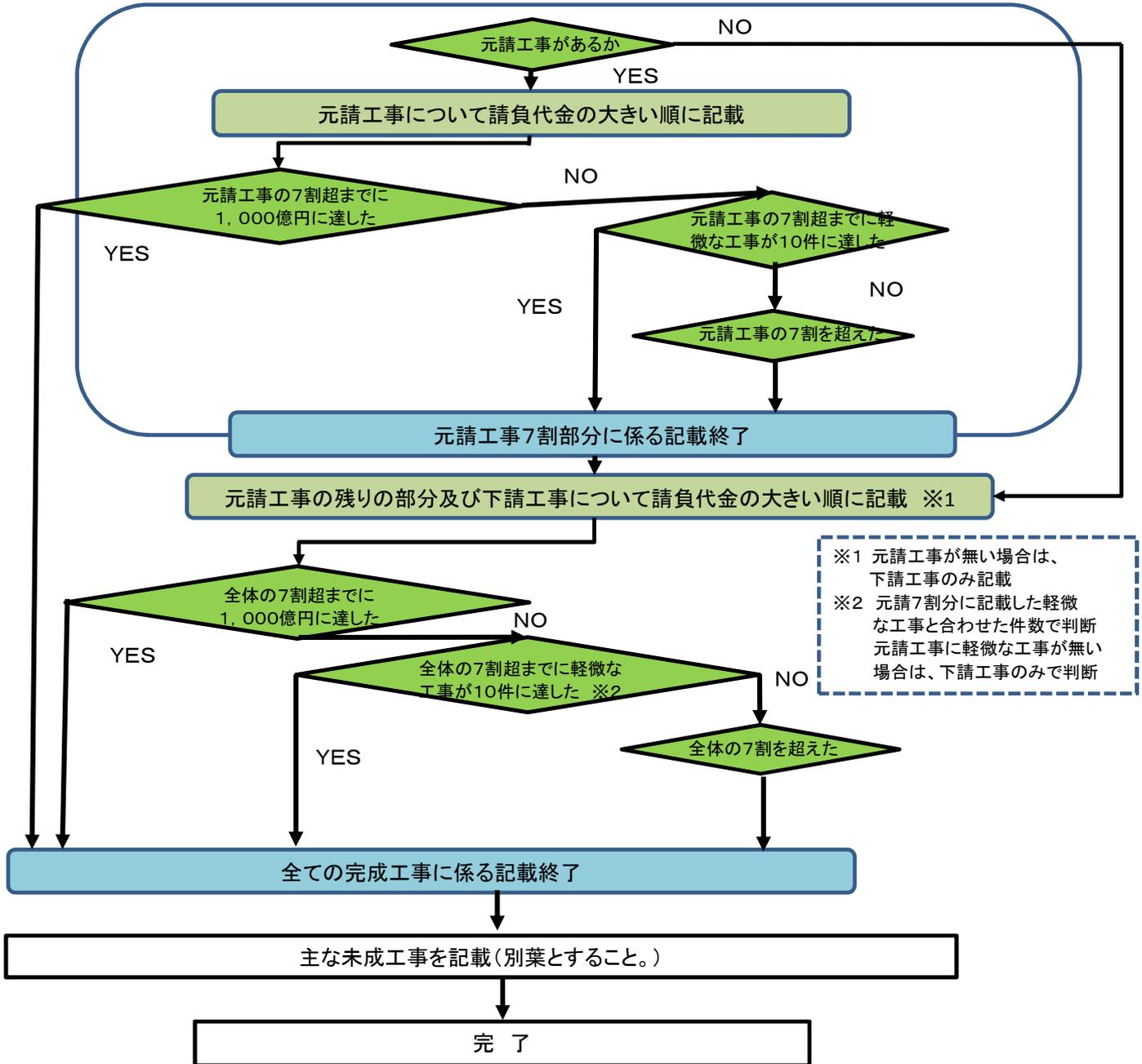
(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「P

C)、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載する。
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事(税込500万(建築一式工事は1,500万)未満)、の10件を超える部分については記載を要しない。
- ③さらに②に続けて主な未成工事について別葉にして記載する。



該当するものに○を付ける。

（用紙）

・許可を受けていない建設工事の施工金額を記入する。

様式第二号を作成した全ての業種について記載する。

前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位

申請時の直前3年分を1期ごとに記載する。

この表の「元請」とは施主から直接受注したものをいう。そのうち施主が官公庁の場合は、「公共」に、それ以外のものは「民間」に記入。

「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したものの。

過去2年分の施工金額についても記入する。（各業種の内訳についても同様）

事業年度	注 文 者 の 区 分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
	元 請	下 請	土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	管工事	工事		
第30期 平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	元 請	公共	1,450,461	66,677	0		0	1,517,138
	元 請	民間	27,420	0	38,669		3,754	69,843
	元 請	下 請	0	0	0		0	0
	元 請	計	1,477,881	66,677	38,669		3,754	1,586,981
1月1日から 12月31日まで	元 請	公共	1,367,177	59,876	0		0	1,427,053
	元 請	民間	0	0	22,666		0	22,666
	元 請	下 請	0	9,986	0		0	9,986
	元 請	計	1,367,177	69,862	22,666		0	1,459,705
第32期 平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	元 請	公共	0	0	0		0	0
	元 請	民間	1,219,050	89,300	15,036		0	1,323,386
	元 請	下 請	0	106,400	0		0	106,400
	元 請	計	1,219,050	195,700	15,036		0	1,429,786
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
	元 請	民間						
	元 請	下 請						
	元 請	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共						
	元 請	民間						
	元 請	下 請						
	元 請	計						

工事経歴書(様式第二号)を作成した業種について記載。計は工事経歴書の業種ごとの合計額と一致する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。(電子申請を除く)

損益計算書(様式第十六号)の完成工事高と一致する。

記載方法

1 様式第二号(工事経歴書)を作成した業種について記載をしてください。

2 業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種および既許可業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施工金額」にまとめて記入して下さい。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	15人	10人	6人	31人
東京営業所	8人	3人	4人	15人
<p>記載方法</p> <p>1 この表には、建設業に従事している使用人数を記載します。</p> <p>2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人にあっては代表権を有する役員も含まれます。</p> <p>3 新規申請等の場合は申請時点の人数を、事業年度終了後の届出に添付する場合は当該決算日時点の人数を記載します。</p>				
合計	23人	13人	10人	46人

様式第一号別紙2に記載した順に記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数を記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件には満たない者
の数について記入記載する。

建設業に従事する事務関係の使用人数を記載する。

「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」両方に該当する場合には主となるものにカウントする。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要な文字は消す。

不要な文字は消す。

{ 申 請 者 } { 申 請 者 }
~~譲 受 人~~ ~~譲 受 人~~
 { 合 併 存 続 法 人 } { 合 併 存 続 法 人 }
 { 分 割 承 継 法 人 } { 分 割 承 継 法 人 }

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

建設業法第8条各号の欠格要件については、「建設業許可申請・変更の手引き」P13参照。

不要な文字は消す。

令和 2 年 10 月 1 日

申 請 者
~~譲 受 人~~
 合 併 存 続 法 人
 分 割 承 継 法 人

北海道札幌市北区8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

不要な文字は消す。

~~地方整備局長~~
 北海道開発局長
~~知事~~ 殿

記載要領

{ 申 請 者 }
~~譲 受 人~~
 { 合 併 存 続 法 人 }
 { 分 割 承 継 法 人 }

「 申 請 者
~~譲 受 人~~
 合 併 存 続 法 人
 分 割 承 継 法 人 」

「 地方整備局長
 、 北海道開発局長
 知事 」

については不要なものを消すこと

規則第7条第1号イ(1)(2)(3)該当の場合【記載例は(1)該当の場合】
 イ(2)(3)該当の場合は、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

様式第七号（第三条関係）

(用紙A4)
 00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

該当しないものを消す。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ \text{---}(2) \\ \text{---}(3) \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを

代表取締役、取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 取締役、代表取締役

経験年数 平成 27 年 10 月から 令和 2 年 10 月まで 満 5 年 0 月

証明者と被証明者との関係 役員 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

備考

(証明者が申請者以外の建設業者である場合)
 ・経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日を記入する。
 「平成〇年△月◇日第〇〇〇〇号」
 (個別認定の場合)
 ・「令和〇年△月◇日個別認定済」
 (法人解散、自己証明の場合)
 ・「平成〇年△月◇日会社倒産のため、〇〇による証明」
 ・「〇〇のため、自己証明」

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。
 (旧〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

令和 2 年 10 月 1 日

北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

証明者

該当しないものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請書 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{---本---大} \\ \text{---の支配大} \end{array} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ \text{---}(2) \\ \text{---}(3) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

申請者が法人の場合は、「の常勤の役員」に該当する。
 ・該当しないものを消す。

令和 2 年 10 月 1 日

北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

申請者
 届出者

1 新規、許可換え新規申請の場合
 2 常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
 3 更新など常勤役員等に変更がない場合

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請又は届出の区分 項番 3
 1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
 知事

許可番号 1 8 3 国土交通大臣許可(一般-) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 カ イ 姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 開 発 太 郎 生年月日 13 14 16 18
 S 5 7 年 1 1 月 2 1 日

住所 (居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目
 (住民票上) 東京都港区〇〇-□□ 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている字で記入する。

◎【変 更 前】

現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1 生年月日 13 14 16 18
 年 月 日

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「

{	(1)
	(2)
	(3)

」、

{	の常勤の役員
	本人
	の支配人

」、「

地方整備局長
北海道開発局長
知事

」、「申請者
届出者」、「

国土交通大臣
知事

」及び「

般
特

」について

ては、不要のものを消すこと。

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5

 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「1. 新規」・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 - 「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 - 「3. 常勤役員等の更新等」・・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更の年月日」の欄は、5により

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7

 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「

大臣
知事

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

又は

月

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8

 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

- 9

及び

 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設

因郎

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

月

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

規則第7条第1号イ(1) 略歴書記載例
 規則第7条第1号イ(2)(3) 該当の場合は、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

別紙

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

・現住所(居所)を記入する。
 ・現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。
 ・氏名・職名は、別紙1「役員等一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 (住民票上) 東京都港区〇〇-〇〇	
氏名	開発 太郎	生年月日 昭和 57年 11月 27日 日生
職名	代表取締役	
職歴	期間	従事した職務内容
	自平成21年 4月 1日 至平成24年 3月 31日	(株) 開発建設 入社 土木部土木課に勤務
	自平成24年 4月 1日 至平成27年 9月 30日	(株) 開発建設 営業部長
	自平成27年 10月 1日 至平成29年 3月 31日	(株) 開発建設 取締役
	自平成29年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 開発建設 代表取締役就任 現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	賞罰	年 月 日
		なし
		過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載する。
上記のとおり相違ありません。		
令和 2 年 10 月 1 日		氏名 開発 太郎

申請時における職名を記入する。
 例:「代表取締役」「取締役」など

現在に至るまでの職歴を記入する。
 特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

規則第7条第1号口(1) 記載例
 規則第7条第1号口(1) 該当の場合、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

様式第七号の二 (第三条関係)

(用紙A4)
 00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(1)に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 執行役員(財務、労務)、取締役

経験年数 平成27年4月から令和2年9月まで 満5年5月

証明者と被証明者との関係 役員 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

備考 (証明者が申請者以外の建設業者である場合)
 ・経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日を記入する。
 「平成〇年△月◇日第〇〇〇〇号」
 (個別認定の場合)
 ・「令和〇年△月◇日個別認定済」
 (法人解散、自己証明の場合)
 ・「平成〇年△月◇日会社倒産のため、〇〇による証明」
 ・「〇〇のため、自己証明」

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。
 (旧〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

令和 2 年 1 0 月 1 日
 北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

(2) 下記の者は、許可申請書(1)の常勤の役員(2)の本(大)の支配人(1)に該当する者であることに相違ありません。

申請者が法人の場合は、「の常勤の役員」に該当する。
 ・該当しないものを消す。

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請者 北海道札幌市北区北8条西2丁目
 届出者 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

1 新規、許可換え新規申請の場合
 2 常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
 3 更新など常勤役員等に変更がない場合

申請又は届出の区分 項番 3
 1 7 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(般特-) 第 号 令和 年 月 日

許可番号 1 8 号 国土交通大臣 知事 許可(般特-) 第 号 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 カ イ 姓と名の間は1カラム空ける。

氏名 2 0 開 発 太 郎 生年月日 S 5 7 年 1 1 月 2 1 日

住所 (居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている字で記入する。
 (住民票上) 東京都港区〇〇-〇〇

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

氏名 2 1 生年月日 年 月 日

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

規則第7条第1号ロ(1) 略歴書記載例
 規則第7条第1号ロ(1) 該当の場合は、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

・現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。
 ・氏名・職名は、別紙1「役員等一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 (住民票上) 東京都港区〇〇-〇〇		
氏名	開発 太郎	生年月日	昭和 57 年 11 月 27 日生
職名	代表取締役 <small>申請時における職名を記入する。 例:「代表取締役」「取締役」など</small>		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 平成21年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	(株) 開発建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	(株) 開発建設 執行役員 〇〇部長 (財務担当) <small>現在に至るまでの職歴を記入する。 特に建設業に関するものはすべて記入する。</small>	
	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日	(株) 開発建設 執行役員 〇〇部長 (労務担当)	
	自 平成30年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 開発建設 取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日	<small>現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。</small>	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
		<small>過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載する。</small>	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏名 開発 太郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

規則第7条第1号口(1) 記載例【財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を1人で有する場合】
 規則第7条第1号口(1) 該当の場合、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

(用紙A4)

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

該当しないものを消す。

令和 2 年 10 月 1 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

〇〇部長(財務管理担当)、執行役員(業務運営担当)など
 証明期間中の被証明者の役職を記載する。

申請者
 届出者

北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

役職名等 〇〇部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成 26 年 4 月から 令和 2 年 9 月まで 満 6 年 5 月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考
 ・「令和〇年△月◇日 個別認定済」
 1 新規、許可換え新規申請の場合
 2 常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
 3 更新など常勤役員等に変更がない場合

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
 知事

許可年月日

許可番号 2 3 3 国土交通大臣 許可(一般) 第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 3 カ 3 イ 5 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏 名 2 9 3 開 5 発 5 次 10 郎 10 10 生年月日 S 13 14 6 16 3 18 1 2 18 2 5 日
 住 所 (居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目
 (住民票上) 東京都港区〇〇-〇〇

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

氏 名 3 0 3 5 10 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 13 14 16 18 18 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
 ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
 なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員
本 人
の 支 配 人

」、

地方整備局長
北海道開発局長
知事

、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」につい
ては、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1	7
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により

2	2
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7

1	8
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

2	3
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該

2	3
---	---

の直前の

2	2
---	---

、

2	7
---	---

又は

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
 「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	0	1
---	---	---	---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1	9
---	---

、

2	4
---	---

、

2	8
---	---

及び

3	2
---	---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 9

2	0
---	---

、

2	1
---	---

、

2	5
---	---

、

2	6
---	---

、

2	9
---	---

、

3	0
---	---

、

3	3
---	---

及び

3	4
---	---

 氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□因□郎□のよう左詰めで文字をカラムに記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	0	1
---	---	---	---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10

2	2
---	---

、

2	7
---	---

及び

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等

を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

規則第7条第1号ロ(1) 記載例

【財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を1人で有する場合】

規則第7条第1号ロ(1)該当の場合は、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

別紙二

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

・現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。
 ・氏名・職名は、別紙1「役員等一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 (住民票上) 東京都港区〇〇-〇〇	
氏名	開発 次郎	生年月日 昭和 63 年 12 月 25 日生
職名	〇〇部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当)	
職歴	期間	従事した職務内容
	自 平成24年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	(株) 開発建設 入社 土木部土木課に勤務
	自 平成26年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 開発建設 〇〇部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当) 現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし
		過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載する。
上記のとおり相違ありません。		
令和 2 年 10 月 1 日		氏名 開発 次郎

申請時における職名を記入する。
 例:「代表取締役」「取締役」など

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

現在に至るまでの職歴を記入する。
 特に建設業に関するものはすべて記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

規則第7条第1号ロ(2)記載例【2社での経験を有する場合(建設業以外の経験)】
 規則第7条第1号ロ(2)該当の場合、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

様式第七号の二 (第三条関係)

(用紙A4)
 00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ ~~(1)~~ (2) に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 取締役

経験年数 平成 27 年 10 月から 平成 30 年 10 月まで 満 3 年 0 月

証明者と被証明者との関係 役員 **証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。**

備考

(証明者が申請者以外の建設業者である場合)
 ・経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日を記入する。
 「平成〇年△月◇日 第〇〇〇〇号」
 (個別認定の場合)
 ・「令和〇年△月◇日個別認定済」
 (法人解散、自己証明の場合)
 ・「平成〇年△月◇日 会社倒産のため、〇〇による証明」
 ・「〇〇のため、自己証明」

証明者が証明できる期間、被証明者が常勤役員等(経営業務の管理責任者等)としての経験を有した年数を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。
 (旧〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

令和 2 年 10 月 1 日

北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発不動産
 代表取締役 □□ □□

証明者

(2) 下記の者は、許可申請 ~~(本 大)~~ の常勤の役員 ~~(の 支配人)~~ で第7条第1号ロ ~~(1)~~ (2) に該当する者であることに相違ありません。

申請者が法人の場合は、「の常勤の役員」に該当する。
 ・該当しないものを消す。

令和 2 年 10 月 1 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請者
 届出者

北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

1 新規、許可換え新規申請の場合
 2 常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
 3 更新など常勤役員等に変更がない場合

申請又は届出の区分 項番 3
 1 7 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事 コード 国土交通大臣 知事 許可番号 1 8 3 5 10 11 13 15 18
 国土交通大臣 知事 許可(一般) 第 〇〇〇〇〇〇 号 令和 〇 年 〇 月 〇 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 カ イ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 0 開 発 太 郎 生年月日 13 14 16 18 S 5 7 年 1 1 月 2 1 日

住 所 (居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている字で記入する。
 (住民票上) 東京都港区〇〇-□□

◎【変 更 前】

現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

氏 名 2 1 3 5 10 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

規則第7条第1号ロ(2) 記載例【2社での経験を有する場合(建設業の経験)】
 規則第7条第1号ロ(2) 該当の場合、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

様式第七号の二 (第三条関係)

(用紙A4)
 00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (+) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 取締役
 経験年数 平成30年11月から令和2年10月まで 満2年0月

証明者と被証明者との関係 役員

備考

(証明者が申請者以外の建設業者である場合)
 ・経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日を記入する。
 「平成〇年△月◇日第〇〇〇〇号」
 (個別認定の場合)
 ・「令和〇年△月◇日個別認定済」
 (法人解散、自己証明の場合)
 ・「平成〇年△月◇日会社倒産のため、〇〇による証明」
 ・「〇〇のため、自己証明」

証明者が証明できる期間、被証明者が常勤役員等(経営業務の管理責任者等)としての経験を有した年数を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。
 (旧〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

令和2年10月1日

北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 大} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (+) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

・申請者が法人の場合は、「の常勤の役員」に該当する。
 ・該当しないものを消す。

令和2年10月1日

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請者
 届出者 北海道札幌市北区北8条西2丁目
 株式会社 開発建設
 代表取締役 開発 太郎

1 新規、許可換え新規申請の場合
 2 常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
 3 更新など常勤役員等に変更がない場合

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 3 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可番号 $\left[\begin{matrix} 1 \\ 8 \\ 3 \end{matrix} \right]$ 国土交通大臣知事 許可(一般特 $\left[\begin{matrix} \square \\ \square \end{matrix} \right]$) 第 $\left[\begin{matrix} 5 \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ 10 \end{matrix} \right]$ 号 許可年月日 令和 $\left[\begin{matrix} 11 \\ \square \\ 13 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 13 \\ \square \\ 15 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 15 \\ \square \\ 18 \end{matrix} \right]$ 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} 1 \\ 9 \\ 3 \end{matrix} \right]$ カ イ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 0 \\ 3 \\ 5 \\ 10 \end{matrix} \right]$ 開 発 太 郎 生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ 5 \\ 14 \\ 7 \\ 16 \\ 1 \\ 18 \\ 1 \\ 2 \\ 1 \end{matrix} \right]$ 日
 住所 (居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている字で記入する。
 (住民票上) 東京都港区〇〇-□□

◎【変更前】

氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 1 \\ 3 \\ 5 \\ 10 \end{matrix} \right]$ 生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ 14 \\ 16 \\ 18 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 13 \\ 14 \\ 16 \\ 18 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 13 \\ 14 \\ 16 \\ 18 \end{matrix} \right]$ 日
 現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

規則第7条第1号ロ(2)

記載例【2社での経験を有する場合】

規則第7条第1号ロ(2)該当の場合は、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

・現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。
 ・氏名・職名は、別紙1「役員等一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 (住民票上) 東京都港区〇〇-□□	
氏名	開発 太郎	生年月日 昭和 57 年 11 月 27 日生
職名	取締役 <small>申請時における職名を記入する。 例:「代表取締役」「取締役」など</small>	
職歴	期間	従事した職務内容
	自 平成21年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	(株) 開発建設 入社 土木部土木課に勤務
	自 平成24年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	(株) 開発建設 営業部長 <small>現在に至るまでの職歴を記入する。 特に建設業に関するものはすべて記入する。</small>
	自 平成27年 10月 1日 至 平成30年 10月 31日	(株) 開発不動産 取締役就任 (不動産業3年)
	自 平成30年 11月 1日 至 年 月 日	(株) 開発建設 取締役就任 (建設業2年) 現在に至る <small>現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。</small>
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	賞罰	年 月 日
		なし <small>過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。</small>
上記のとおり相違ありません。		
令和 2 年 10 月 1 日		氏名 開発 太郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
 ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
 なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員
本 人
の 支 配 人

」、

地方整備局長
北海道開発局長
知事

、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」につい
ては、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1	7
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により

2	2
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7

1	8
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

2	3
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該

2	3
---	---

の直前の

2	2
---	---

、

2	7
---	---

又は

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
 「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	0	1
---	---	---	---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1	9
---	---

、

2	4
---	---

、

2	8
---	---

及び

3	2
---	---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 9

2	0
---	---

、

2	1
---	---

、

2	5
---	---

、

2	6
---	---

、

2	9
---	---

、

3	0
---	---

、

3	3
---	---

及び

3	4
---	---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設因邸 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	0	1
---	---	---	---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10

2	2
---	---

、

2	7
---	---

及び

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等

を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

規則第7条第1号ロ(2) 記載例
 【財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を1人で有する場合】
 規則第7条第1号ロ(2)該当の場合は、本様式提出前に別途個別認定を受ける必要があります。
 ※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4～9を参照のこと。

別紙二

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

・現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は、
 居所・住民票住所を並記する。
 ・氏名・職名は、別紙1「役員等一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 北海道札幌市北区北8条西2丁目 (住民票上) 東京都港区〇〇-□□	
氏名	開発 次郎	生年月日 昭和 63 年 12 月 25 日生
職名	〇〇部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当)	
	期間	従事した職務内容
職歴	自 平成24年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	(株) 開発建設 入社 土木部土木課に勤務
	自 平成26年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 開発建設 〇〇部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当) 現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし
		過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。
上記のとおり相違ありません。		
	令和 2 年 10 月 1 日	氏名 開発 次郎

申請時における職名を記入する。
 例:「代表取締役」「取締役」など

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

現在に至るまでの職歴を記入する。
 特に建設業に関するものはすべて記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

取締役等に準ずる者の認定に関する調書

1 認定を受ける者の氏名		生年月日	M・T・S H・R	年	月	日
2 経營業務の管理責任者になろうとする法人の名称						
3 2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	1.新規 2.許可換え 3.般・特新規 4.業種追加 5.経營業務の管理責任者の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号					
4 経營業務の管理責任者となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
5 認定しようとする職制上の地位	(1) 取締役等に準ずる者に認定する役職名 役職名： (就任日：S・H・R 年 月 日～)					
	(2) (1)の役職の主な職務内容					
	(3) 認定の基礎とした資料(①～③それぞれのいずれか) ① 組織図 () その他 () ② 業務分掌規程 () その他 () ③ 定款 () 執行役員規程 () 執行役員職務職務分掌規程 () 取締役会規則 () 取締役就業規則 () 取締役会の議事録 () その他 () (注) 1. 認定の基礎とした資料の () 内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。					
6 備考						
7 認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和	年	月	日
						担当者

**経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて
経営業務を補佐した経験の認定に関する調書**

1	認定を受ける者の氏名	生年月日	M・T・S H・R	年	月	日
2	経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称					
3	2の会社の許可申請の 区分等及び許可年月日	1.新規 2.許可換え 3.般・特新規 4.業種追加 5.経営業務の管理責任者の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号				
4	経営業務の管理責任者となつて許可 を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・夕・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解				
5	認定しようとする経験(その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごとに作成する。					
	(1) 認定しようとする経験を積んだ法人の名称					
	(2) (1)の法人の受けている建設業の許可					
	① 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・夕・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
	② 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・夕・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
	③ 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・夕・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
	(3) 準ずる地位に認定する役職名	通算年数(①+②+③)		年	月	
	①	(S・H・R		年	月	日～S・H・R
	②	(S・H・R		年	月	日～S・H・R
	③	(S・H・R		年	月	日～S・H・R
	(4) (3)の役職の主な職務内容					
	(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)					
	① 組織図() その他()					
	② 業務分掌規程() 稟議書※() その他()					
	③ 定款() 執行役員規程() 執行役員職務職務分掌規程() 取締役会規則() 取締役就業規則() 取締役会の議事録() その他()					
	④ 人事発令書() その他()					
	※ 経営業務を補佐した経験の場合 (注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。					
6	備 考					
7	認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和	年	月 日 担当者

常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書

1	認定を受ける者の氏名	生年月日	M・T・S H・R	年	月	日
2	常勤役員等になろうとする法人の名称					
3	2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	1.新規 2.許可換え 3.般・特新規 4.業種追加 5.常勤役員等の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号				
4	常勤役員等となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解				
5	認定しようとする経験(その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごとに作成する。					
	(1) 認定しようとする経験を積んだ法人の名称					
	(2) (1)の法人の受けている建設業の許可					
	① 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
	② 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
	③ 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解					
	(3) 役員等に次ぐ職制上の地位にあることを認定する役職名 通算年数(①+②+③) 年 月					
	① (S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)					
	② (S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)					
	③ (S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)					
	(4) (3)の役職の主な職務内容					
	(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)					
	① 組織図() その他()					
	② 業務分掌規程() 稟議書※() その他()					
	③ 定款() 執行役員規程() 執行役員職務職務分掌規程() 取締役会規則() 取締役就業規則() 取締役会の議事録() その他()					
	④ 人事発令書() その他()					
	※ 経營業務を補佐した経験の場合 (注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。					
6	備 考					
7	認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和 年 月 日	担当者	

常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調査書

1	認定を受ける者の氏名	生年月日	M・T・S H・R	年 月 日
2	常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする法人の名称			
3	2の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	1.新規 2.許可換え 3.般・特新規 4.業種追加 5.常勤役員等又は補佐する者の変更 現在受けている許可 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号		
4	常勤役員等を直接に補佐する者となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解		
5	認定しようとする経験(その)			
(1)	認定しようとする経験を積んだ法人の名称			
(2)	(1)の法人の受けている建設業の許可			
①	国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解		
②	国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解		
③	国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号 許可年月日 年 月 日	土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解		
(3)	補佐する者に認定する役職名	通算年数(①+②+③)	年 月	
①		(S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)		
②		(S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)		
③		(S・H・R 年 月 日～S・H・R 年 月 日)		
(4)	(3)の役職の主な職務内容			
(5)	認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)			
①	組織図() その他()			
②	業務分掌規程() 稟議書※() その他()			
③	定款() 執行役員規程() 執行役員職務職務分掌規程() 取締役会規則() 取締役就業規則() 取締役会の議事録() その他()			
④	人事発令書() その他()			
※	経営業務を補佐した経験の場合			
(注)	1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。			
6	備 考			
7	認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和 年 月 日 担当者

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 2 年 1 0 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

新規、許可換え新規申請の場合は、許可番号の欄は空欄

申請者 北海道札幌市北区北8条西2丁目
株式会社 開発建設
届出者 代表取締役 開発 太郎

許可番号 国土交通大臣許可（般特—）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
本店	(32人 8人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
東京営業所	(13人 2人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(_____人)				健康保険	事業所整理番号及び事業所番号、 労働保険番号等を記載する。 一括適用の承認に係る営業所は、 「本店一括」と記載する。
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(_____人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(_____人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(45人 10人)					

一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括認可に係る営業所とは

- ・「健康保険」は健康保険法第34条第1号の規定による一括適用の承認に係る営業所⇒「3」に該当
- ・「厚生年金保険」は厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所⇒「3」に該当
- ・「雇用保険」は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所を指す。⇒「3」に該当

なお、雇用保険について、役員等し所属しておらず適用除外に該当する場合は「2」の適用除外に該当、営業所が継続事業の一括認可に該当せず、雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は「2」の適用除外に該当するものとする。この場合、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要となる。

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

様式第八号

記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「１」を記入すること。
 - （２）許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「２」を記入すること。
 - （３）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「３」を記入すること。
 - （４）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等ではなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となつていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「４」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出ること。
 - （５）許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、**6** **1**「区分」の欄に「５」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「

{	建設業法第7条第2号
	建設業法第15条第2号

」、「

地方整備局長 北海道開発局長 知事

」、「国土交通大臣知事」及び「**般特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **6** **2**「許可番号」の欄の「

大臣 知事

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **6** **3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**フ**のように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設** **太郎** のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 **6** **4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

様式第八号

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1（1）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 8 **6** **5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6** **1**「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

証明しようとする建設工事の種類を記入。

実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者が該当。
ただし、法人解散による場合には、元役員もしくは本人とすることができるものとし、その場合は理由書を提出。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。
（〇〇株式会社元役員〇〇〇〇など）

令和 2 年 4 月 1 日

北海道札幌市北区北8条西2丁目
株式会社 開発建設

証明者 代表取締役 開発 太郎
被証明者との関係 社員

実際に雇用されていた期間を記入する。

技術者の氏名	開発 一郎	生年月日	昭和33年1月18日	使用された期間	平成元年 4月から 令和2年 3月まで
使用者の商号又は名称	実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。 株式会社 開発建設				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事係員	札幌市北区マンション内装工事 他50件			平成14年3月から平成15年3月まで	
工事係員	中央区ビル内装工事 他50件			平成15年4月から平成16年3月まで <small>平成14年3月1日から確認できれば、初月も参入可能</small>	
工事係長	第一中学校内装改修工事 他40件			平成16年4月から平成17年3月まで	
工事係長	札幌ビル内装工事 他45件			平成17年4月から平成18年3月まで	
工事係長	中央図書館防音工事 他30件			平成18年4月から平成19年3月まで	
工事係長	中央病院内装改修工事 他55件			平成19年4月から平成20年3月まで	
工事係長	中央区マンション防音工事 他40件			平成20年4月から平成21年3月まで	
工事課長	中央幼稚園床仕上げ工事 他35件			平成21年4月から平成22年3月まで	
工事課長	開発産業ビル内装工事 他30件			平成22年4月から平成23年3月まで	
工事課長	第一小学校防音工事 他45件			平成23年4月から平成24年3月まで	
				年 月 日	ここに記載した年数の合計年数が「合計」となる。
				年 月 日から 年 月 日まで	
				年 月 日から 年 月 日まで	
				年 月 日から 年 月 日まで	
				年 月 日から 年 月 日まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月会社解散のため等				
				合計	満 10 年 0 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各経験年数の始まりの月は加算しない。
（例）は通年で途切れなく工期が継続しているので、起算年の最初の月のみ加算しない。よって、この場合「平成14年3月～平成24年3月」は120か月（10年）となる。

実務経験年数の合計を記入する。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 2 年 4 月 1 日

様式第9号の記載例と同様。

北海道札幌市北区北8条西2丁目
株式会社 開発建設
代表取締役 開発 太郎

証 明 者

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	開発 一郎		生年月日	昭和33年1月18日	使用された	平成元年 4月から
使用者の商号 又は 名 称	株式会社 開発建設			期 間	令和2年 3月まで	
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容		実	工事施工期間は重複しないこと。
開発不動産(株)	48,500千円	工事課長	札幌会館の内装間仕切り工事		平成23年4月から平成23年10月まで	
札幌商事(株)	53,600千円	〃	札幌ビル内装工事		平成24年11月から平成25年3月まで	
(株)北海道	68,300千円	〃	音楽室防音設備工事		平成25年7月から平成25年11月まで	
開発商事(株)	77,200千円	〃	開発ビル内装工事		平成26年6月から平成26年12月まで	
開発不動産(株)	45,800千円	〃	開発マンション内装改修工事		平成27年1月から平成27年6月まで	
元請人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。	千円	請負契約書等により従事した建設工事の具体的な名称を、経験の内容が明らかになるように記入する。	各経験年数の始まりの月は加算しない。 (例)平成25年7月～平成25年11月は4ヶ月となる。		年 月から	年 月まで
税込みの金額を記入	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
	千円				年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月会社解散のため等				合計	満 2 年 1 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の期間の合計を記入し、2年以上になること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 2 年 4 月 1 日

営業所の名称	職 名	フリ 氏	カナ 名
東京営業所	取締役兼東京営業所長	カイハツ 開発	イチロウ 一郎
<p>・営業所一覧表(別紙二(1)又は(2))に記入した順に記入する。 ・主たる営業所以外の営業所は全て記入する。</p>	<p>役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」等と記入する。</p>		

ここに記載した内容(営業所の名称、職名、氏名)は、様式第13号の記載内容と一致する。

許可申請者 （法人の役員等
本 代理人
法定代理人
法定代理人の役員等） の住所、生年月日等に関する調書

不要なものは削除。申請者が法人の場合は「法人の役員」に該当する。

住民票上の住所と現在の居所が異なる場合は2段書きにする。

住	所	(住民票) 札幌市北区北8条西2丁目 (居所) 帯広市西〇条南〇丁目		
氏	名	開発 太郎	生 年 月 日	昭和57年11月21日生
役	名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。				
令和 2 年 4 月 1 日 氏 名 開発 太郎				

氏名、職役名の記載は別紙1「役員一覧表」の内容と一致する。

過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。

現在の職名を記入。
例：「代表取締役」「取締役」
令3条に規定する使用人を兼ねている場合はその職名も記入する。
例：「取締役〇〇営業所長」等

記載要領

- 1 「 （法人の役員等
本 代理人
法定代理人
法定代理人の役員等） 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

住民票上の住所と現在の居所が異なる場合は2段書きにする。

役員を兼ねている場合は、当該調書は省略可能。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	(住民票) 札幌市北区北〇条西〇丁目 (居所) 東京都港区〇〇-〇〇		
氏 名	開発 一郎	生 年 月 日	平成元年 3 月 3 日生
営 業 所 名	東京営業所 <small>所属する営業所名を記入する。</small>		
職 名	取締役兼東京営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし <small>過去に受けた、建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。</small>	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 4 月 1 日		氏 名 開発 一郎	

氏名、職役名の記載は様式第十一号「使用人一覧表」の内容と一致する。

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
開発 一郎	東京都港区〇〇-□□	3, 0 0 0 株
開発 二郎	東京都港区〇〇-□□	2, 0 0 0 株
開発 三郎	東京都港区〇〇-□□	1, 0 0 0 株

株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株式会社にあつては、登記事項証明書（商業登記簿）の発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は、別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。
（様式第十二号の提出も必要）

株式会社にあつては、株数を記載するときは「〇〇株」とし、その他の法人にあつては、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記入する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸借対照表

決算日を記入する。

令和 3年12月31日 現在

(会社名) 株式会社 開発建設

資産の部

I 流動資産			千円
現金預金		205,486	
受取手形		132,356	
完成工事未収入金		81,287	
有価証券			
未成工事支出金		385,933	
材料貯蔵品		53,431	
短期貸付金			
前払費用			
その他		21,301	
貸倒引当金	△	2,196	
流動資産合計		877,598	①
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		96,345	
減価償却累計額	△	29,434	66,911
機械・運搬具		105,099	
減価償却累計額	△	60,917	44,182
工具器具・備品		15,699	
減価償却累計額	△	10,191	5,508
土地			49,378
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計		165,981	②
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			

千円単位で表示。ただし会社法に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。

リース資産		
その他		678
無形固定資産合計		678 ③
(3) 投資その他の資産		
投資有価証券		3,102
関係会社株式・関係会社出資金		2,700
長期貸付金		
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他		19,495
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計		25,297 ④
固定資産合計		191,957 ⑤=②+③+④
III 繰延資産		
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		⑥
資産合計		1,069,555 ⑦=①+⑤+⑥

負債の部

I 流動負債		
支払手形		331,825
工事未払金		118,065
短期借入金		3,000
リース債務		
未払金		
未払費用		10,900
未払法人税等		
未成工事受入金		
預り金		358,750
前受収益		2,319
引当金		
その他		15,517
流動負債合計		840,378 ⑧

II 固定負債		
社債		
長期借入金	118,786	
リース債務		
繰延税金負債		
引当金	2,409	
負ののれん		
その他		
固定負債合計	121,195	⑨
負債合計	961,573	⑩=⑧+⑨

純資産の部

I 株主資本			
(1) 資本金	40,000	⑪	}
(2) 新株式申込証拠金	0	⑫	
(3) 資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
資本剰余金合計		⑬	
(4) 利益剰余金			
利益準備金	5,000		
その他利益剰余金			
準備金			
積立金	30,000		
繰越利益剰余金	32,982		
利益剰余金合計	67,982	⑭	
(5) 自己株式	△	⑮	
(6) 自己株式申込証拠金		⑯	
株主資本合計	107,982	⑰=⑪+⑫+⑬	
II 評価・換算差額等		+⑭+⑮+⑯	
(1) その他有価証券評価差額金			
(2) 繰延ヘッジ損益			
(3) 土地再評価差額金			
評価・換算差額等合計		⑱	
III 新株予約権			
純資産合計	107,982	⑲=⑰+⑱	
負債純資産合計	1,069,555	⑳=⑩+⑲	

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の期末残高の各数値と一致する。

I 株主資本と II 評価・換算差額等合計は純資産と一致する。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の純資産合計額と一致する。

⑰と⑳は一致させること

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100
分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産
の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その
他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれ
ん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その
他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれ
ん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会
計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰
延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰
延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び
「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資

金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 平成31年 1月 1日
至 令和元年12月31日

（会社名）

千円

I 売上高			
完成工事高	1,436,520 ①		
兼業事業売上高	②	1,436,520 ③ = ① + ②	
II 売上原価			
完成工事原価	1,250,190 ④	(④ = ②)	
兼業事業売上原価	⑤	1,250,190 ⑥ = ④ + ⑤	
売上総利益（売上総損失）			
完成工事総利益（完成工事総損失）	186,330 ⑦		
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	⑧	186,330 ⑨ = ③ - ⑥	
III 販売費及び一般管理費			= ⑦ + ⑧
役員報酬	25,080		
従業員給料手当	52,713		
退職金	501		
法定福利費	3,253		
福利厚生費	4,060		
修繕維持費	575		
事務用品費	2,571		
通信交通費	7,321		
動力用水光熱費	688		
調査研究費			
広告宣伝費	2,745		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費	8,978		
寄付金			
地代家賃	7,064		
減価償却費	7,091		
開発費償却			
租税公課	2,392		
保険料	1,264		
雑費	6,857		
営業利益（営業損失）		133,157 ⑩	
		53,172 ⑪ = ⑨ - ⑩	
IV 営業外収益			
受取利息配当金	5,824		
その他	1,563	7,387 ⑫	
V 営業外費用			
支払利息	21,181		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他		21,181 ⑬	
経常利益（経常損失）		39,378 ⑭ = ⑪ + ⑫ - ⑬	
VI 特別利益			
前期損益修正益			
その他	4,550	4,550 ⑮	
VII 特別損失			
前期損益修正損			
その他	10,010	10,010 ⑯	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		33,918 ⑰ = ⑭ + ⑮ - ⑯	
法人税、住民税及び事業税	13,000		
法人税等調整額	△2,000		
当期純利益（当期純損失）		22,918 ⑱ = ⑰ - ⑲	

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の合計額と一致する。

完成工事原価報告書の完成工事原価の額と一致する。

健康保険、厚生年金、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金の経費を含める。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期純利益と一致する。

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 平成31年 1月 1日
至 令和元年12月31日

(会社名)
千円

I 材料費			350,053
II 労務費			146,272
(うち労務外注費	20,000)		
III 外注費			515,093
IV 経費			238,771
(うち人件費	66,610)		
完成工事原価			1,250,190 ^㉔ (㉔=㉑)

基本的に経費
のうち従業員
給与手当、退
職金、法定福
利費及び福利
厚生費を計上

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業
をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもつ
て記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事
業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、
「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載する
ことを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについ
ては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属
する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含め
て記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記する
こと。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記し
ないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載
を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載
に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上
の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上し
ない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべ
き金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調
整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自 年 月 日 至 年 月 日

(会社名)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定)
 - イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② 販売用不動産
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - ② 無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準
一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事収益の計上基準
期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
*該当箇所を□で囲んでください。
ただし、経営事項審査を申請する会社は、「税抜方式」又は「免税事業者につき税込」のいずれかでお願いします。

税抜方式 ・ 税込方式 ・ 免税事業者につき税込
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

経営事項審査を受ける場合は税抜方式で記載する。

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

4-2 会計上の見積り

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
*経営事項審査を申請する会社は、当該箇所記載義務の有無にかかわらず、
受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高について千円単位で必ず記載して下さい。

受取手形割引高： _____ 千円

- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 〇〇〇〇株

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 〇〇〇〇株

(3) 剰余金の配当

平成31年3月1日 定時株主総会

ア 配当総額 〇〇〇〇円

イ 一株あたりの配当額 〇〇円

ウ 配当原資 利益剰余金

エ 基準日 平成30年12月31日

オ 効力発生日 平成31年6月1日

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{ひょう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ

以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用

をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず、に両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち

工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公

正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③に掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 属 明 細 表

年 月 日現在

1 完成工事未収入金の明細
相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

附属明細表は、株式会社で、資本金の額が1億円超もしくは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の会社のみ提出が必要です。ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価格	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価格	貸借対照表計上額	
		千円		千円			千円		千円			千円	
	普通												
	計												
社 債	銘柄	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要	
		取得価格	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	取得価格	貸借対照表計上額	株式数			
			千円			千円		千円			千円		
	計												
そ の 他 有 価 証 券	銘柄	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要	
		取得価格	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	取得価格	貸借対照表計上額	株式数			
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 21 号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に定める会社をいう。
- 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の 4、5、6 及び 9 の記載を省略することができる。

この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。
この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 滞留状況については、当期計上分（1 年未満）及び前期以前計上分（1 年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。
ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。
- 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、

その旨及び当該利率について記載すること。

- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。
ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。

ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表(以下単に「注記表」という。)の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容)を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件(1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件)を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。
ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件(担保、無利息の場合にはその旨、特別な利率が約定されている場合には当該利率)等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。
ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。
この場合においては、期末残高欄に内書(括弧書)として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別な条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後 3年間にける 1年ごとの返済予定額を注記すること。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

(1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。

ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5以下である時は記載を省略することができる。

(2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3) 短期借入金については、第 2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第 2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

(1) 注記表の 3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2) 注記表の 3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和44年	4月	1日	創業
	昭和48年	4月	1日	株式会社 開発建設 設立（資本金 1,000万円）
	昭和56年	6月	2日	東京営業所開設
	昭和61年	11月	1日	資本金の増資（資本金4,000万円）
	年	月	日	商号又は名称、事業開始、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について記載。
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	創業以後最初に許可を取得した年月日を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	昭和49年	5月	16日	最初の建設業登録 北海道知事許可（特49）第1234号 土木、とび・土工
	昭和60年	8月	18日	建設大臣許可（許可換え新規）（特-60）第1234号 土木、とび・土工
	平成28年	6月	14日	国土交通大臣許可（業種追加）（般-28）第1234号 管
	年	月	日	失効や廃業についても記載が必要。
	年	月	日	記載する内容は ①申請の種類（新規・許可換え新規・般特新規・業種追加（更新は除く）） ②登録又は許可番号 ③登録又は許可を受けた業種 …業種については略号を使用しても良い。 （土、建、と…等）
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

賞罰	年	月	日	なし
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<div data-bbox="196 309 705 450" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>「団体の名称」は、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に提出を行っている団体が対象となる。 加入していない場合は「未加入」と記入。</p> </div>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	開発銀行〇〇支店	〇〇信用金庫〇〇支店	
<p>・「政府関係金融機関」は独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。</p> <p>・本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載する。（例：〇〇銀行〇〇支店）</p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 〇〇銀行〇〇支店）

【常勤役員等・専任技術者の変更に伴う「22号の2 変更届出書(第一面)」の記載例】

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
【常勤役員等の変更】・・・取締役(常勤役員等)が退任し、新たにこれまで役員でなかった者が取締役(常勤役員等)に就任。				
役員等の氏名	取締役 開発 一郎	—	R2.4.1	退任(常役)
役員等の氏名	—	取締役 開発 二郎	R2.4.1	就任(常役)
役員等の氏名 (常勤役員等の変更)	取締役 開発 一郎	取締役 開発 二郎 7号・7号別紙	R2.4.1	(常役)
【常勤役員等の変更】・・・取締役(常勤役員等)が退任し、新たにこれまで役員だった者が常勤役員等に就任。				
役員等の氏名	取締役 開発 一郎	—	R2.4.1	退任(常役)
役員等の氏名 (常勤役員等の変更)	取締役 開発 一郎	取締役 開発 二郎 7号・7号別紙	R2.4.1	(常役)
【常勤役員等の変更】・・・取締役は退任せず常勤役員等のみ退任し、新たにこれまで役員だった者が常勤役員等に就任。				
役員等の氏名 (常勤役員等の変更)	取締役 開発 一郎	取締役 開発 二郎 7号・7号別紙	R2.4.1	(常役)
【営業所の新設】・・・営業所の新設に伴い令3条使用人が就任し、営業所技術者等を2名配置。				
営業所の新設	—	函館営業所	R2.4.1	
令3条の使用人 函館営業所長	—	山田 三郎	R2.4.1	函館営業所
営業所技術者	—	山田 三郎 8号・区分3	R2.4.1	函館営業所
営業所技術者	—	田中 太郎 8号・区分3	R2.4.1	函館営業所
【営業所の廃止】・・・営業所の廃止に伴い令3条の使用人は退任し、営業所技術者等は削除(後任なし)及び別の営業所へ配置換え				
営業所の廃止	旭川営業所	—	R2.3.31	
令3条の使用人 旭川営業所長	田中 五郎	—	R2.3.31	
営業所技術者	田中 五郎 22号の3	—	R2.3.31	旭川営業所
営業所技術者	山田 五郎 8号・区分5	—	R2.3.31	旭川営業所
営業所技術者	山川 太郎 8号・区分4	山田 五郎 8号・区分5	R2.3.31	釧路営業所
別の営業所への配置換えに伴い担当業種も変更する場合は区分2も必要。				
営業所技術者	山田 五郎 (建・内)	山田 五郎 (建・内・防) 8号・区分2	R2.3.31	釧路営業所
【営業所技術者等の配置営業所のみの変更】・・・営業所技術者等の配置営業所を入れ替える(業種は変更なし)。				
営業所技術者	山田 二郎 8号・区分5	田中 四郎	R2.4.1	帯広営業所
営業所技術者	田中 四郎 8号・区分5	山田 二郎	R2.4.1	北見営業所
【営業所技術者等の交代】				
営業所技術者	鈴木 太郎 8号・区分4	斉藤 一郎 8号・区分3	R2.4.1	函館営業所
【営業所の業種の追加】・・・営業所の業種の追加に伴い既存の営業所技術者等が担当業種を変更。				
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R2.4.1	小樽営業所
	—	造園工事業		
営業所技術者	鈴木 二郎(土)	鈴木 二郎(土・園) 8号・区分2	R2.4.1	小樽営業所
【営業所の業種の廃止】・・・営業所の業種の廃止に伴い営業所技術者の変更(建)及び営業所技術者等の削除(園)				
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	R2.4.1	稚内営業所
	造園工事業	—		
営業所技術者	山田 三郎(建) 8号・区分4	建設 太郎(建) 8号・区分3	R2.4.1	稚内営業所
	山川 三郎(園) 22号の3	—	R2.4.1	稚内営業所

※上記は記載例ですので、届出内容がわかれば必ずしも上記のとおりでなくても構いません。

※届出の際には に記載の様式と合わせて提出願います。

(第二面)

該当番号を記入すること。

区分 (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣
知事

許可番号 国土交通大臣 許可 (般) 第 号 令和 年 月 日

大臣
知事

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ

記載は変更箇所のコラムのみ記入願います。
※様式一号別紙二(1)の記載例を参照

内 容

従たる営業所の所在地市区町村 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ

内 容

従たる営業所の所在地市区町村 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 フリガナ

内 容

従たる営業所の所在地市区町村 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地

郵便番号 - 電話番号

営業しようとする建設業 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □(株)□A建設□
□B建設□有□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
- 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによ

つて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。

18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

19 44「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建設****太郎**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

様式第二十二号の四

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5 「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 5 6 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

不要な文字は消すこと。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 譲渡人 (株) ○○○

譲受人 (株) ▲▲▲

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号	令和 年 月 日
認可申請年月日	0 2		

譲渡及び譲受け
年 月 日 令和 年 月 日

譲渡及び譲受け
の理由

譲渡及び譲受け
の価格

引き続き使用する
許可番号

大臣
知事

コード

国土交通大臣
知事 許可 (一般-) 第 号

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に
営業しようとする
建設業

認可申請時において
許可を受けて
いる建設業

商号又は名称
のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人
の氏名のフリガナ

代表者又は
個人
の氏名

譲渡及び譲受け後の
主たる営業所の
所在地市区町村

譲渡及び譲受け後の
主たる営業所の
所在地

郵便番号

電話番号

ファックス番号

法人又は個人の別

兼業の有無

大臣
知事

コード

国土交通大臣
知事 許可 (一般-) 第 号

許可年月日

資本金額又は出資総額

法人番号

建設業以外に行っている営業の種類

許可番号

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
 - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
 - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株)建設 (有))
- | 種 類 | 略 号 |
|--------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
 - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
 - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□のように記入すること。
 - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
 - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 1 9「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

譲渡及び譲受け、合併、分割認可申請の際に提出。相続認可申請の場合は、様式第22号の11を提出。

（用紙A4）

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□
□B建設□(有)□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が関2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□
□B建設□(有)□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が関2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
- 「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

譲渡及び譲受け又は合併もしくは分割により、都道府県知事の建設業許可が失効となる場合に必要。

届 出 書

宛先は失効となる都道府県許可の許可行政庁

令和 年 月 日

届出者は、失効となる都道府県知事の許可をもっている建設業者

知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け / 合併 / 分割 } の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

(3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局	
	申請を行った日	
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		

記載要領

- 1 { 譲渡及び譲受け
合併 分割 } については、不要なものを消すこと。
- 2 2. (2)について合併により設立される法人又は分割承継法人(新設分割により設立される法人に限る。)である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2. (1)又は(2)について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2. (1)又は(2)の名称以外の部分については記載を要しない。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□□のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事」コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A4）

相続認可申請の際に提出。譲渡及び
譲受け、合併、分割認可申請の場合
は、様式第22号の6を提出。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

相続により、都道府県知事の建設業許可が失効となる場合に必要。

届 出 書

宛先は失効となる都道府県許可の許可行政庁

令和 年 月 日

届出者は相続人

知事 殿

届出者 _____

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
に
関する事項について、届出をします。

{ 相続人 }
{ 被相続人 }

1. 届出をする 相続人 に関する事項 記
被相続人

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局	
	申請を行った日	
被相続人の死亡日		

記載要領

- 「相続人 被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

営業所の名称 :
所有区分の別 :

任意様式 写真台紙例

営業所の名称 :

外観全景	令和 年 月 日 撮影
建物の全景を撮影してください。 その際、看板等を確認できるようにしてください。	

内部全景	令和 年 月 日 撮影
電話、机等什器備品を確認できるように撮影してください。	

入口付近	令和 年 月 日 撮影
表札等(営業所名等)を確認できるように撮影してください。	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影
建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。 (新規許可申請の場合には必要有りませんが、 営業所の新設の場合には必要です)	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。
この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記してください。

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。
この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記してください。

よくある質問（申請編）

Q 1 建設業の許可申請区分において、般特新規と業種追加の違いを教えてください。

A 1 業種追加⇒一般（特定）建設業の許可を受けている者が、他の一般（特定）建設業の許可を申請する場合
般特新規⇒特定建設業者（又は一般建設業者）が初めて一般建設業（又は特定建設業）の許可を申請する場合

Q 2 一の業種で一般建設業と特定建設業の許可を取得することはできますか。

A 2 一の業種においては、一般建設業か特定建設業のどちらかしか許可できません。

よって、営業所が複数ある場合は、一方の営業所のある業種が一般建設業で、他方の営業所の当該業種が特定建設業ということはありません。

Q 3 建設業許可が必要となる営業所とはどのようなものでしょうか。

A 3 請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問いません。また、常時請負契約を締結する事務所でなくても（本店等）、請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

例えば、見積、入札及び請負契約の締結にかかる実態的な行為を行っているが、契約書等の名義は許可営業所にしているといった場合は、当該事務所は、実質的に建設業に係る営業に関与しているので、許可が必要な営業所となります。

よくある質問（申請編）

Q 4 身分証明書、登記されていないことの証明書、登記事項証明書は、前回提出時から間もないものでも、新たに取り寄せる必要がありますか？

A 4 発行日から3ヶ月以内であれば、証明書関係は有効としているので、新たに取り寄せる必要はありません。
前回提出時のコピーを提出する場合は、「前回の変更届に添付している」旨、メモ書きする等、分かるようにして下さい。

Q 5 許可換え新規と般特新規を同時に申請することはできますか。

A 5 許可換え新規のなかで処理しますので、別途般特新規の申請は必要ありません。

Q 6 建設業に関する執行役員等としての経験と、経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も経営管理責任者の5年以上の経験として扱ってもよいでしょうか。

A 6 問題ありません。
許可事務ガイドラインの【第7条関係】1（1）⑥イを参照願います。

よくある質問（申請編）

Q 7 一般実務経験と指導監督的実務経験の期間は、重複していてもよいでしょうか。

A 7 重複していても問題ありません。

一般実務経験の期間内に、指導監督的実務経験の期間があればよいことになります。

Q 8 申請時に特定建設業の財産的要件を具備していたが、許可を受けた後に財産的要件を具備しなくなった場合、許可の取消となるのか。

A 8 財産的要件を具備しなくなったからといって直ぐに許可取消になることはありません。ただし、財産的要件が具備されるまで、新たな許可を受けることはできません。

Q 9 許可・認可の申請はいつまでにしなければならないでしょうか。

A 9 標準処理期間は90日となっていますので、それを踏まえて申請することとなります。なお、更新申請は30日前までに提出願います。

よくある質問（申請編）

Q 1 0 「準ずる地位にある者」としての経験とはどのようなものをいうのでしょうか。

A 1 0 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として専任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

Q 1 1 住所の記載は、「登記されていないことの証明書」等の公的な書類と一致しなければなりませんか。

A 1 1 「住民票」「登記されていないことの証明書」等の公的書類と異なる場合は、住民票上の住所と居所を併記してください。

Q 1 2 主たる営業所と従たる営業所は同一フロアにあってもよいでしょうか。

A 1 2 主たる営業所と従たる営業所が同一のフロアにあっても、法令等の要件を満たしていれば問題ありません。営業所技術者等を設置し、営業所に掲げる標識も2つ設置すれば問題ありません。

よくある質問（申請編）

Q13 常勤の「執行役員」は「常勤役員等」に該当するのでしょうか。

A13 「役員等」には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が含まれており、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含みません。しかしながら、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含めるとされており、「常勤役員等」に該当する場合があります。

Q14 実務経験で解体工事業の主任技術者又は一般の営業所技術者等の資格要件とする場合、登録解体講習の受講は必要でしょうか。

A14 登録解体講習の受講は不要となります。

Q15 会社の代表者とは別に、建設業の代表者を別に定めた場合（例えば、代表取締役が会社の代表者で、専務取締役を建設業の取締役社長として定めた場合）、申請者は建設業の代表者とすべきなのでしょうか。

A15 会社の代表者はあくまで、「代表取締役」なので、申請者も「代表取締役」になります。

よくある質問（申請編）

Q 1 6 A社とB社の代表取締役をしている場合、A社の経営管理責任者になることは可能でしょうか。

A 1 6 経営管理責任者の要件として、「常勤性」が求められていますので、代表取締役の兼任では、原則、常勤性を認めることは難しいところです。ただし、経営管理責任者になろうとする者が、A社では常勤の「代表取締役」、B社では非常勤としての「代表取締役」といったような場合なら、状況にもよりますが、A社の「経営管理責任者」になることも可能です。

Q 1 7 支店長（取締役ではない）としての経験は、経營業務の管理経験に入れることはできますか。

A 1 7 5年の経験があれば、経営管理責任者になることができます。ただし、支店長としての経験は5年の経験に算入できますが、役職が支店長のままでは、経営管理責任者になることはできませんので、常勤役員等としての立場が必要となります。

Q 1 8 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者における、「直接に補佐する」とはどのようなことをいうのでしょうか。

A 1 8 組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。
なお、「直接に補佐する」者としての必要な経験は、申請会社での経験に限ることとなります。

よくある質問（申請編）

Q19 業種追加と更新申請を併せて申請した場合、業種追加における許可日はいつになるのでしょうか。

A19 業種追加と更新申請を併せて申請した場合の許可日については、審査期間を考慮し、従来の許可有効期間が6ヶ月以上残っている場合は、業種追加の許可日に更新を併せる（許可の一本化）ことが可能です。また、6ヶ月未満の場合は、業種追加の許可日を従来の許可の更新日に併せることとなります。

Q20 建設業許可申請等において、押印が不要となったと聞いたのですが、どの書類の押印が不要となったのでしょうか

A20 申請書や届出の各様式において、これまで押印が必要であった申請者や役員等による押印が不要となりました。各様式から「印」が削除されています。
※行政書士法施行規則第9条第2項による記名職印を不要とするものではありません。

よくある質問（一般編）

Q 1 地方自治体の議員と経營業務の管理責任者又は営業所技術者等の兼務は可能でしょうか。

A 1 会期中は相当期間議会に拘束されることは明らかであり、また、会期外であっても議員としての様々な活動があること等を踏まえると、その職務に従事しているとは言い難く、兼務はできないものと解します。

なお、建設業許可事務ガイドラインでは、経営管理者については、「原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。」と明記されており、また、営業所技術者等においては、「その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。」と明記されています。

Q 2 国内で建設業の請負契約を締結し、施工を海外で行う場合、建設業法は適用されるのでしょうか。

A 2 施工を海外で行う場合は、施工にかかる部分は海外の現地法令や慣習等が適用されるため、請負契約の締結にかかる規定も含め、建設業法の適用外となります。

Q 3 出向社員を営業所技術者等に配置してもよいでしょうか。

A 3 「専任性」を認められるのであれば、出向社員であっても問題ありません。

この場合、出向契約書等により、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等を確認することになります。

よくある質問（一般編）

Q 4 発注者以外の別の第3者から材料を調達した場合、500万未満の判断はどのようになるのか。

A 4 発注者以外の別の第3者から調達した材料費を含めた額で判断することとなります。

発注者が材料を支給したときは、その市場価格を含めて、500万未満かどうか判断されるのが原則ですが、発注者以外の別の第3者から材料を調達したとしても、調達した材料費（市場価格）と施工費の合計額が500万以上であれば、建設業の許可が必要となります。

Q 5 令3条の使用人を現場の主任技術者に配置することはできますか。

A 5 令3条使用人は常勤性を求めているが、専任性までは求めていないことから、4500万未満の工事であれば、配置することは可能です。

許可事務ガイドラインでは、令3条の使用人は、休日を除き、毎日所定の時間中、その職務に従事していることが必要となっています。

Q 6 特定建設業の許可が必要な下請金額には、材料費を含めるのでしょうか。

A 6 材料費は含めません。施工費のみで金額で判断することとなります。

なお、許可が必要な請負金額には、材料費（市場価格）を含めて判断することとなります。

よくある質問（一般編）

Q7 「実務経験」とはどのような経験をいうのでしょうか。

A7 「実務経験」とは建設工事の施工に関する技術上の経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めます。

Q8 「・・・点検」「・・・保守」「除排雪」は建設工事に該当するのでしょうか。

A8 除雪・排雪、点検、調査業務、資材購入、運搬業務等は建設工事には該当しません。ただし、いかなる名義に関わらず、建設工事の完成を目的として締結する契約は建設工事の請負契約となります。件名で建設工事に該当するかどうか判断するものではなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されます。

Q9 建設工事の現場代理人は、主任技術者や監理技術者と兼務することができますか？

A9 当該建設工事において兼務することは可能です。なお、公共工事では、現場代理人は常駐が求められており、その職務が果たせることが前提となります。

よくある質問（一般編）

Q 1 0 経営管理責任者の「常勤」とはどのようなことをいうのでしょうか。

A 1 0 原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。

Q 1 1 営業所技術者等の「専任」とはどのようなことでしょうか。

A 1 1 「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。なお必ずしも常駐しなければならないというものではありません。

Q 1 2 蛍光灯の取り替えであっても建設工事に該当しますか。

A 1 2 蛍光灯の取り替えは、特別な知識や経験を必要とせず一般的に誰でもできる行為だと考えられますので、これは工事ではありません。

よくある質問（一般編）

Q 1 3 プラントの機械据え付け工事で、機械への送電線の配線工事も内容に含まれていますが、機械器具設置工事業と電気工事業の両方の許可を有していないと請け負ってはいませんか。

A 1 3 プラント機械の機能を発揮させるために必要を生じた配線工事であり、配線工事だけが独立の使用目的に供されるものではないですので、プラント機械設置工事の附帯工事であると考えられます。よって、機械器具設置工事の許可を受けていればよいことになります。

Q 1 4 どの業種に該当するかは、どうやって判断すればよいでしょうか。

A 1 4 告示等により定められた業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方から判断することになります。<https://www.mlit.go.jp/common/001209751.pdf>

実際の建設工事は、明確な単一業種だけの工事という例は少なく、複数業種からなる例が多いかと思われま。どの業種に該当するのかと電話問い合わせがあることも多いのですが、当局でもズバリと断定できない場合もあります。請け負おうとする業種を判断するうえでは、表面的な注文内容で即判断するのではなく、必ず営業所技術者等が発注者との十分な打合せなどに基づき、請け負おうとする工事の現場で要求される技術や経験は何であるか、必要とする資格はなにかなど、請け負おうとする現場の適正な施工監理とその契約履行を前提とした逆算的な業種判断をすることが重要です。

Q 1 5 1級施工管理技士補の資格で主任技術者になることは出来るでしょうか。

A 1 5 1級施工管理技士補の資格のみでは、主任技術者になることはできません。主任技術者となるには、1級施工管理技士又は2級施工管理技士の資格が必要となります。（建設業法施行規則第七条の三参照）
なお、監理技術者補佐になるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者でなければなりません。

よくある質問（一般編）

Q 1 6 専任が必要な工事の配置技術者の恒常的な雇用関係について、雇用期間の制限はあるのでしょうか。

A 1 6 公共工事においては、専任の技術者は入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係が必要となっています。

Q 1 7 監理技術者等の専任期間について、工場製作の期間は専任を必要としないことでよいでしょうか。

A 1 7 工場製作期間中は、工事現場の専任は必要としませんが、製作作業の現場である工場の専任は必要となります。

Q 1 8 地中熱をとるために、ボーリングにより管を設置してデータを採取したいが、これは調査に該当するため、建設業許可は不要ということでしょうか。

A 1 8 建設工事に該当するかどうかは、調査という名称のみで判断するのではなく、実態として建設業の29業種に該当するかどうかで判断することとなります。
一般的なボーリング調査であるならば、建設工事に該当しませんが、調査で設置した施設等が、工事の目的物として発注者から発注者に引き渡され、以降も継続的に使用される場合などは建設工事に該当し、建設業許可が必要となる可能性があります。

Q 1 9 現場調査、現場事務所の設置・敷材の搬入、仮設工事等の期間は、技術者の専任は必要でしょうか。

A 1 9 発注者と建設業者の間で、設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていれば、専任は必要ありません。

よくある質問（一般編）

Q20 建設業法上の解体工事業に区分される工事とはどのような工事をいうのですか。

A20 総合的な企画・調整・指導を伴わない工作物や建築物（戸建て等）の解体は解体工事業に分類されます。

許可事務ガイドラインによると、それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当します。

Q21 「建築一式工事」の許可のみを受けている事業者が、建物の新築工事を請け負った場合、その中に含まれる建具工事（500万円以上）に対して、別途建具工事業の許可が必要となるのでしょうか。

A21 建物の新築工事は、建築一式工事となりますが、これを元請として請け負う場合、その中に含まれる専門工事の許可は必要ありません。しかし、これらを実際に施工する場合は、それぞれの専門工事に主任技術者の資格を持った「専門技術者」を置くことが必要です。当該建具工事（税込500万円以上）を下請に出す場合は、当該下請業者は、建具工事の許可が必要となります。

よくある質問（その他）

Q 2 2 許可通知書が届きません。審査状況を教えてください。

A 2 2 申請・届出について個別の審査状況はお答えしかねます。

なお、申請において標準処理期間を受付日から90日としていますが、同時期に複数の事業者様からの申請や届出が重なった場合、標準処理期間を超える場合がありますが、ご了承願います。

※更新申請中の際に、許可証明書の発行を希望される場合は、その旨お問い合わせください。

Q 2 3 書類を作成してみましたが、書類の一部の記載方法がわからず不安です。事前に確認していただくことや、相談にのっていただくことは可能ですか。

A 2 3 許可申請について、事前の確認や相談は、原則行っておりませんので、ご了承ください。

お手数ですが、改めて、手引きをご確認いただくか、あるいは、申請にあたっては必要に応じ、顧問先の行政書士にご相談いただくなどのご対応をお願いします。

※経営体制の個別認定申請、合併・会社分割・事業譲渡などの組織再編、相続以外の事業承継による事前の相談を除く。